第三部 教育課程編成の工夫-学校事例-

I 確かな学力の育成を目指す教育課程編成の工夫

- 1 幼児児童生徒の障害の状態や学力の状況を踏まえた教育課程の編成 -広島県立盲学校-
- 2 学力の伸長を図る中高一貫した教育課程の編成
 - 東京都立中央ろう学校 -

I − 1 幼児児童生徒の障害の状態や学力の状況を踏まえた教育課程の編成 - 広島県立盲学校-

1 学校の概要

(1)地域の特性

盲学校のある戸坂地域は、JR広島駅の北方約6kmのところに位置しています。昭和30年4 月広島市と合併し、団地開発が急速に進むと共に住宅・マンション・店が建ち並ぶようになり、現在も広島市のベッドタウンとして発展しつつあります。

(2) 学校の制度的な位置付け

設置学部・学科は、幼稚部、小学部、中学部、 高等部(普通科・保健理療科)、高等部専攻科(理 療科・保健理療科)です。平成18年度は83名の幼 児・児童・生徒が在籍しています。幼稚部、小学 部、中学部及び高等部普通科は、それぞれ幼稚園、 小学校、中学校、高等学校普通科に準じた教育並 びに重複障害教育を、高等部保健理療科並びに専



攻科保健理療科はあん摩・マッサージ・指圧師、専攻科理療科はあん摩・マッサージ・指圧 師、はり師、きゅう師を養成する職業教育を行っています。

(3) 幼児児童生徒数の推移

幼児児童生徒数は、昭和30年代に200名前後で推移していましたが、その後少しずつ減少し、 平成6年度から100名を下回り、最近の10年間は70~80名前後で推移しています(表1)。

年度(平成)	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
幼児児童生徒数	72	76	71	68	65	63	72	69	78	83

表 1 過去 10年間の幼児児童生徒数の推移

2 教育の基本方針と本校の特色

(1) 学校経営目標

平成18年度は、地域社会において本校の果たすべき役割を「地元大学等の専門機関との連携を深め、中・四国地区における視覚障害教育の中心的役割を果たす。」と掲げ、その実現のため学校総体で取り組んでいるところです。

(2)特色ある学校づくり

学校経営目標に基づき、目指す学校像を「一人一人の教育的ニーズに対応した教育を行う学校」、「安心して生き生きと学び生活できる学校」、「開かれた活力ある学校」、「自信と誇りを持

って活躍できる理療師を養成する学校」、「視覚障害児者の教育・生活・進路等に関する相談・ 支援機能を備えた学校」と定めています。

これら目指す学校像の実現のためには、教職員一人一人はもちろんのこと、学校全体として、 視覚障害教育の専門性の向上をめざすことが重要と捉えています。平成17・18年度は「個別の 指導計画における評価の在り方〜授業評価を通して〜」をテーマとした研究を推進し、「個別 の指導計画」「学習指導案」の見直しを行い、授業実践を通して改善を図っています。一人一 人の教育的ニーズに対応した教育は、日々の授業にあらわれると考えます。日々の授業の工夫 を、学校全体としてまとめることで、今後継続して専門性の維持・発展ができると考え、学校 経営目標の実現に取り組んでいます。

3 特色を反映した教育課程

本校は、重複障害児童生徒の在籍率が高く(理療科を除く)、また、ここ数年は中学部の入 学者が増加傾向にあります。目指す学校像を実現するために、幼児児童生徒の障害の状態や学 力の状況を踏まえて教育課程を編成しています(表2)。

学					高	等部	
学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	幼稚部	小学部	中学部	普通科	保健理療科	専攻科	
科						保健理療科	理療科
種類	準ずる型 (※単一 型と重複 型を設 定)	準ずる型 知的型 自立活動型	準ずる型 下学年対応型 知的型 自立活動型	準ずる型 知的型 自立活動型	高等学校の卒 業資格及びあ ん摩・マッサ ージ・指圧師 の国家試験受 験に対応する 職業教育課程	あん摩・マッ サージ・指圧 師の国家試験 受験に対応す る職業教育課 程	あん摩・マッ サージ・指圧 師・はり師・ きゅう師の国 家試験受験に 対応する職業 教育課程

表2 設置教育課程

幼稚部では、幼稚園教育要領に基づき「準ずる型」として教育課程を編成しています。単一 障害の自立活動では、点字及び歩行のレディネス指導や弱視レンズ訓練等を重点的に行い、小 学部段階での日常生活及び教科指導に対応していくための基礎的技能の定着を図っています。

小学部、中学部、高等部には、小学校、中学校、高等学校学習指導要領に基づき「準ずる型」 の教育課程の他、重複障害の状態に対応した教育を行うため、知的障害養護学校型、自立活動 中心型を編成しています。

高等部普通科の「準ずる型」の教育課程では、卒業後の進路選択を基に、高等学校の教育課程に準じた一般コースと必修科目のみを履修する基礎コースの2つのコースを編成しています。

高等部保健理療科では、高等学校の卒業資格及びあん摩・マッサージ・指圧師、高等部専攻 科保健理療科では、あん摩・マッサージ・指圧師、高等部専攻科理療科では、あん摩・マッサ ージ・指圧師・はり師・きゅう師としての実技の向上並びに国家試験合格を目標とした教育課 程を編成しています。

4 教育課程の編成及び授業展開の工夫と課題

(1)教育課程の編成の工夫と課題

教育課程の編成においては、学年間・学部間における授業を通しての連携が重要です。この 課題に対する本校の具体的取り組み(平成18年度)を示します(表 3)。

表3 平成18年度教育課程の編成に係わる学年間・学部間連携

具体的内容	スケジュール
○学年間・学部間授業連携○次年度の進路に係る学部間連携	○授業検討週間の実施・1 学期: 6 / 26 (月) ~ 6 / 30 (金)・2 学期: 11 / 13 (月) ~11 / 17 (金)
○授業評価を主とした連携	○正式な学習指導案を用いての個人授業研究実施 ・通年(各個人年1回)
○テーマ設定をしての授業連携 ※2、3学期の研究授業は外部講 師を招聘	○研究授業の実施(全学部)・1 学期:6 / 23 (金)・2 学期:10 / 13 (金)、20 (金)・3 学期:2 / 2 (金) ※公開研究授業
※研究グループ活動 単一障害教育研究グループ 重複障害教育研究グループ 理療科教育研究グループ 寄宿舎教育研究グループ	 ○研究グループ活動の実施 ・各学部:毎月1回 ・全体:年4回 5/12(金)、7/20(木) 12/8(金)、3/20(火)
○研究授業協議報告会	○協議会におけるアドバイザーコメントの報告・2学期:10/27(金)職員会議・3学期:3/2(金)職員会議

こうした取り組みを基に、10月より各学部を中心に学部間連携を図りながら次年度の教育課程について検討を開始し、12月に年間指導計画の作成にあわせて教育課程の編成を行います。また、こうした取り組みの柱として「個別の指導計画」を掲げており、学習指導案と個別の指導計画との関連を重視した取り組みについて研修を深めています。

5 特別支援学校に向けての取組

(1)取組の概要

本校では、平成15年度から、校内に「視覚障害教育相談支援センター」を設置し、視覚障害者等に対して教育相談や必要な支援を実施してきました。

運営にあたっては、専任の教育相談主任1名を配置し、校務分掌としては、教育相談部(10名)があたることとしました。

(2) 取組の内容

① 平成17年度の実績

機能	件 数 等
小・中学校等の教員への支援機能	55件
特別支援教育等に関する相談・情報提供機能	35件
障害のある児童生徒等への指導機能	558件(実人数81人)
福祉、医療、労働等の関係機関等との連絡・調整機能	31件
小・中学校等の教員に対する研修協力機能	6件
地域の障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能	4件

② 平成17年度の成果

平成17年度に取り組んだ内容のうち特に成果のあったものを紹介します。

「障害のある児童生徒等への指導機能」では、人数、回数とも平成16年度(534回、73人)とほぼ同数であり、安定して実施されています。その結果、地域に信頼される盲学校としての役割を果たしていると考えられ、本校の在籍幼児児童生徒数は、ここ数年増加傾向にあります。

「福祉、医療、労働等の関係機関等との連絡・調整機能」では、平成16年度に引き続き「中国・四国地区盲学校教育相談連絡協議会」を本校で開催しました。県外の盲学校との情報交換・事例報告・研究協議などを実施し、お互いに大変参考になりました。

「地域の障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能」では、平成17年度に高校生以上を対象に、進路選択の参考にしてもらうことを目的として、高等部理療科の授業や施設・設備を体験してもらうオープンキャンパスを初めて実施し、大変好評でした。

③ 課題

成人に対する定期的教育相談(生活訓練等)の要請が増加傾向にあります。これについては、 要請人数が増加した場合、学校の役割やキャパシティのことを考えると、実施困難になると予想されます。今後、関係機関と連携し、対応する必要があると考えています。

I −2 学力の伸長を図る中高一貫した教育課程の編成 -東京都立中央ろう学校

1 学校の概要

本校は、平成17年11月に策定した東京都特別支援教育推進計画に基づき、中学部・高等部の6年間を見通した教育課程を編成し、大学等への進学をめざす中高一貫型ろう学校として設置され、平成18年4月に開校しました。現在都立大塚ろう学校杉並分教室敷地に新校舎が竣工するまでの間、中学部を都立大塚ろう学校本校内に、高等部を現都立石神井ろう学校内に暫定的に設置し、平成21年4月に新校舎が竣工した後、中学部・高等部を一体として開校します。

(1) 学部・学級等

- ・中学部と高等部(全日制普通科)を併置しています。
- ・中高一貫教育を行う「普通学級」と、生徒の障害の状態を考慮し、中学部・高等部の学部 別教育を行う「重度重複学級」を設置します。(※該当生徒がいない場合は「重度重複学級」 を設置しない年度もあります。)
- ・1 学級は、「普通学級」中学部 6 人以下、高等部 8 人以下、「重度重複学級」 3 人以下で編成し、個に応じた指導を充実します。

(2) 学級数、生徒数

平成18年度の学級数及び生徒数は以下の通りです。 1年生(学級数4、生徒数21名)、2年生(学級数3、生徒数15名)、3年生(学級数3、生徒数17名)(教員数21名:1年生から3年生)、4年生(学級数1、生徒数7名)(教員数4)(5年生と6年生は入学者なし)。



石神井校舎(練馬区)



大塚校舎 (豊島区)

2 教育の基本方針と本校の特色

(1)基本理念

聴覚に障害のある生徒に対し、6年間の中高一貫教育を通じて、大学等への進学に対応できる確かな学力と調和のとれた人間性をはぐくみ、社会に貢献できる人材の育成を目指します。

(2) めざす生徒像

- ・たくましく生きる力を身につけ、高い志をもって積極的に学び、自らの能力・適性を生かし、 大学等への進学希望を実現する生徒。
- ・国際化、情報化社会の中で、協調性、規範意識、思いやりの心をもち、社会に貢献できる生 徒。

(3)教育方針

- ・中高6年間を、2年ごとに、前期「学力定着段階」、中期「学力伸長段階」、後期「学力充実 段階」に分け、大学等への進学に必要な学力の伸長を図ります。
- ・自己の障害を正しく認識し、聴覚障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲と行動力を 育成します。・大学生活等に必要なコミュニケーション能力や表現能力の伸長を図ります。

3 特色を反映した教育課程-中高一貫を生かした教育課程-

中高一貫型ろう学校の教育課程を編成するに当たっては、6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で、前期、中期、後期の3期の区分を設定しています。そして、大学等への進学に必要な学力伸長を図ります。前期において必修教科の内容を確実に指導し、中期において選択教科をより多く導入するとともに必履修教科・科目を配置し、後期においては、一人一人の進学に応じた多様な自由選択教科・科目を開設し、生徒の能力や特性に応じた系(コース)を設定しています。また、全期にわたり、「学びの時間」を設定し、生徒の学習状況等に応じて、発展的な学習や補習を実施します。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

(1) 基礎学力の定着・伸長を図る指導

基礎学力の定着を図るため、前期「学力定着段階」(第1・2年次)では、習熟度別学習により、主要5教科の内容の定着を図ります。国語と英語は、中学校の標準時間数より多く授業を行います。

また、中期「学力伸長段階」(第3・4年次)では、教科の補充的な学習や発展的な学習を 展開し、学力の伸長を図ります。

(2) 大学等への進学に向けた学力の充実を図る指導

後期「学力充実段階」(第5・6年次)では、「文科系」「理科系」「総合系」を設定し、生徒の進学に合わせた学力の充実を図るため、学校独自に設定した「学校設定科目」を含め多様な自由選択科目を配列しています。

(3) 生徒の一人一人の学習進度に応じた指導

生徒の一人一人が進度に応じて学習できるよう「学びの時間」を設定し、6時間目終了後、毎日行い、日々の学習における「復習」や「予習」の習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。また、二学期制を実施し、授業時間を十分に確保しています。

1.2年次の学習(学力定着段階)

週時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
1年次			国語				社会			<u></u> 数学			理科			英	語		音楽	美術	保	健体	育	技家		道徳	自立	特活	総		学びの時間
2年次		[国語			社	会		数	学		理	科		英	語		国数英	音楽	美術	保	健体	育	技家		道徳	自立	特活	総		学びの時間

3・4年次の学習(学力伸長段階)

週時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
3年次		Į	国語			社会		娄	学		理科		ŧ	英語		国語 3 2 4 2 4	タ科か	'n	音楽	美術	保	健体		家庭	社理 音美 選択	道徳	自立	特活	総	合	学びの 時間
4年次		国語	総合		世县	界史A	地	理A		数:	学 I		理和	科総·	合B		英語	吾I		音楽	析Ι	保健	体	育	家庭	総合	情報	報B	自立	HR	学びの時間

5・6年次の学習(学力充実段階)



総合	系																														
週時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9 1	0 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
5年次	現化	大文	国記	吾表现	見 I	現代	社会	日本5	史A 梦	数学A	理	科総·	合A	□ 8:	オーュニケ	-ラル ァーシ I	/ョン	保健	体	育	家庭		コンピ		情報C	◆ 選	択	自立	H R	総合	学びの時間
6年次	Į	見代に	文	国語	演習	小部演		オ- コミュニ	-ラル ケーショ Ⅱ	יבו	体育		コンビ 実打	[?] ュータ 支 Ⅱ	1百	•				4	科目	選捷	R				→	自立	H R	総合	学びの時間



5年次選択科目	6年次選択科目(文科系)	(総合系)	(理科系)
(文科・総合系のみ)	古典講読 数学Ⅱ 英語演習 世界史B 数学B リーディング	古典 数学 II 英語演習 古典講読 数学B リーディング	古典 数学Ⅲ 英語演習 世界史B 数学C リーディング
英語演習 数学演習	世界史B 数学B リーディング 日本史B 物理 I	古典講読 数学B リーディング 世界史B 物理 I 美術皿	日本史B 生物 I
美術Ⅱ	地理B 化学 I	日本史B 化学 I 音楽II	地理B 地学 I
音楽Ⅱ	政治経済 生物 I	地理B 生物 I 書道皿	政治経済 物理Ⅱ
青垣	神理 地子	政治経済 地学 1 デッサン 倫理 専門体育	生物Ⅱ
書道Ⅱ	政治程序 生物 I 倫理 地学 I	政治経済 地学 I デッサン	倫理 化学Ⅱ

図 教育課程

土曜日には、学力テストや補習授業、長期休業中には、補習授業や2泊3日のサマースクール(3・4年次)を実施します。

(4)調和のとれた人間性の育成

成人聴覚障害者や大学生等による講演会を企画し、大学受験等のアドバイスや大学等での情

報保障、障害者福祉、職業など、聴覚障害者として、将来必要な知識を身に付け、たくましく 生きる力を育成します。

また、日本の伝統・文化を理解(学校設定科目)するとともに国際理解教育(総合的な学習の時間)や情報教育を行い、社会生活における会話力や表現力などの対人間関係を高めるとともに将来必要な礼儀やマナーなどを育成します。

更に、中高一体の部活動(全員部活動参加)や学校行事、ボランティア活動を通して、協調性や思いやりの心を育成します。

(5)情報保障を生かした授業

各教室には、赤外線補聴システムを設置するともに、音声や手話や絵、写真などの情報保障だけでなく、電子黒板も取り入れて、より分かる授業を展開を進めています。また、体育館や会議室など、広いところで行う行事については、手話通訳に加えて、「パソコン要約筆記」を導入し、文字による情報保障を行います。

5 特別支援学校に向けての取組

(1) 小学校・中学校・高等学校等の連携

学校公開、学校説明会、オープンキャンパス等を年間6回程度実施し、ろう学校、及び関係小・中学校・関係機関との連携を進めています。教員へは、教科指導法の相談や手話歌研修会、手話教室等を実施しています。生徒へは、聴覚障害を有する現役大学生との交流会を企画し、大学に入学してからの生活や学習、情報保障等の情報提供を行っています。また、コーディネーターを中心に、都内の難聴学級設置校や難聴児在籍校へ訪問し、教育相談や入学相談、進路相談などを実施しています。

(2)大学・企業等との連携

進学先としての大学等の進路開拓を行うとともに大学等における聴覚障害者の理解啓発や情報保障について支援したり、講演会を実施したりし、生徒の進路先へのサポートを実施していきます。具体的には、企業や大学から依頼を受け、「聴覚障害者への情報保障」「社内研修」など行っています。また、社会で活躍する聴覚障害者による講演会や研修会を企画して、進路に対する知識を拡充していきます。

(3)教育相談や研修会の実施

聴覚障害に関する理解や指導、教科に関わる指導内容や方法、情報保障に関する相談や公開 講座、研修会を実施し、本校の専門性を広く活用していきます。

Ⅱ 一人一人のニーズに応じた教育課程編成の工夫

- 1 自閉症等の多様な児童生徒に応じた教育課程の工夫
 - 岐阜県立大垣養護学校 -
- 2 授業時数の制限や小中学校との転出入が頻繁にある学校の教育課程の編成
 - 大阪府立羽曳野養護学校 -
- 3 個に応じた教育課程の編成・実践について
 - 茨城県立北茨城養護学校 -
- 4 一人一人に応じるための教育課程編成の工夫
 - -岩手県立盛岡養護学校-

Ⅱ - 1 自閉症の多様な児童生徒の特性に応じた教育課程の工夫 - 岐阜県立大垣養護学校 -

1 学校の概要

岐阜県大垣市の南部郊外の緑と水の豊かな田園地帯に設置された学校です。児童生徒は、5台のスクールバスで通学したり、自分で電車等を利用したりして通学しています。また、寄宿舎があり、遠隔地の児童生徒や身の回りの生活自立を目指す児童生徒が入舎しています。



本校は、昭和49年に県立の知的障害養護学校とし

て、西濃地方に初めて開設され、今年で33年目を迎えます。近年は、自閉症を併せ有する児童生徒の在籍比率が過半数を超え、これまでの教育内容や指導方法では適切に対応することが困難な場合もみられ、新たな自閉症教育の取組が求められるようになってきました。また、肢体不自由や病弱を併せ有する児童生徒も在籍し、一人一人の教育的ニーズに即したきめ細かで、創意ある教育実践を目指しています。

【設置学部・児童生徒数・学級数】

(平成18年5月1日現在)

学 部	幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等部	計
児童生徒数		110 (1)	69 (2)	192 (2)	371 (5)
学 級 数		26 (1)	15 (1)	29 (1)	70 (3)

()は、訪問教育対象児を内数で示す。

2 教育の基本方針と本校の特色

(1)学校教育の基本方針

一人一人の教育的ニーズに即した創意ある教育実践を目指します

- ○きめ細かな教育を目指します。
- ○一人一人の教育的ニーズに応じて可能性を最大限に伸ばします。
- ○社会に参加していくための基礎的・基本的な力を身に付け、「生きる力」を培います。

(2)学校の特色

① 自閉症教育の推進

本校では、「自閉症と知的障害は異なる障害である」との認識のもとに、小学部に「自閉症学級」をモデル的に設置するとともに、小・中学部を中心として、自閉性障害の児童生徒に対して自立活動を取り入れた教育課程や学級編制・指導法を工夫し実践の充実を図っています。

② 職業教育の推進

高等部では、作業学習を教育課程の柱にし、職業コースを設け(平成17年度設置)1日3

時間、週4日間の12時間の作業学習を行っています。平成18年度からは新しい作業班として「クリーニング班」を設置し、衣類のクリーニングとハウスクリーニングにも取り組んでいます。産業現場等における実習も多く取り入れ、官公庁等でも実習を行い、新しい進路開拓に取り組んでいます。

③ 重複障害学級の指導・支援の充実

肢体不自由や病弱を併せ有する児童生徒の増加に対して、自立活動を中心とした教育課程 の編成や常時2名の看護講師を配置して、医療的ケアや健康教育の推進に努めています。

3 特色ある教育課程の編成-「自閉症学級」を中心に-

多様化する児童生徒に対応した教育課程の工夫として、平成18年4月から、自閉症児の在籍比率の高い(68%)小学部2年生4学級のうち2学級を「自閉症学級」としてモデル的に設置し、知的障害を有する自閉症児の指導・支援に取り組んでいます。

① 設置規模

- ・小学部2年生に2学級設置(1学級に児童5名で計10名)
- ・1学級の担当者は担任・副担任の2名、その他の担当1名、合計5名のスタッフ
- ② 学級経営方針

次の7点を学級経営方針として、運営に当たっています。

- ・本校独自(自閉症学級) の「個別 の教育プログラム」の作成と活用
- ・一人一人のアセスメントによる支援・評価
- ・小集団の中における社会性の向上
- ・自ら活動できる学習環境の整備
- ・家庭生活に活かせる力の育成と般 化
- ・保護者、担任、関係者の共通理解
- ・卒業後を見据えた家庭や地域への 支援

③ 教育課程

表 1 「自閉症学級の週時程表」

時間	月	火	水	木	金
9:10 ~ 9:50		日常	営生活の打	指導	
9:50 ~ 10:30	,	いきいき	タイム(自立活動)
10:30 ~ 11:50		生	活単元学	習	
11:50 ~ 13:30		給	食・昼休	み	
13:30 ~ 14:10	音楽	図工	学級	音楽	体育
14:10 ~ 14:30			着替え		
14:30			下 校		

- ・自立活動を週5時間とし、「いきいきタイム」を毎日1時間設定
- ・週時程表は毎日のパターンを重視し、見通しのもてる帯状の時間帯の設定(表1)

4 教育課程編成及び授業展開の工夫

自閉症児への配慮すべき指導の手だてとして、一人一人の児童に見通しがもてる授業展開、教材・教具の工夫、場の構造化、スケジュールボードなどによる時間の構造化、課題の構造化などを工夫しています。さらに、社会性を育てる遊びの活動などを取り入れています。

(1)個別の教育プログラムの作成と支援

・一人一人の児童に「いきいきタイム(自立活動)」「生活単元学習」や各教科についても、教

育プログラムを作成して支援しています。

・毎時間ごとに評価をし、次回の授業に活かすようにしています。

(2) 個別の学習や小集団での学習など授業形態を工夫した社会性を高める支援

「いきいきタイム(自立活動)」では、個別の課題学習を中心に行っています。

〈いきいきタイムの事例〉 認知力・コミュニケーションの向上を目指して

○ねらい

- ・学習態度の育成と概念形成
- ・理解言語や表出言語の増大と三語文の獲得
- ○取組と様子
- ・A君の得意とするブロックを用いた課題に取り 組み、学習態勢が育ってから、スケジュールを 視写する課題に取り組みました。

最初は、スケージュールボードに目が釘付け



事例 文字のなぞり

で紙面を見ずに書いていたのが、一文字見ては書き、次第に一単語を覚えて書けるようになりました。

○成果

- ・このような取り組みを通して、視覚記銘力が確実に向上していきました。
- ・離席が無くなり、11個の課題を30分くらい集中してできるようになりました。
- ・3語文の文章を絵カードを並べて組み立てることができるようになりました。

「生活単元学習」では、学習内容によって、学年、学級、グループでの集団構成を工夫したり、

集団の中でも自閉症の特性に応じた支援を工夫しています。

従来の知的障害児を対象とする生活単元学習の展開では、活動への参加等に限界がみられることから、子どもが意欲的に学習できる魅力的な環境の設定や自閉症を併せ有する児童に対して、ア)対人的相互反応の困難さへの対応 イ)コミュニケーションや見通しのもちにくいことへの対応 ウ)反復的で常同的な行動への対応に配慮した実践を目指しています。



写真「なかよしランドで遊ぼう」

5 特別支援学校に向けての取組

(1)地域支援(センター機能)の現状

本校でも、特別支援教育の本格実施に向け、校内体制を見直しました。具体的には、校務分

掌を再編成し、新しい組織として「支援部」を設け、学校全体のレベルアップや次のような地域支援を行っています。

地域支援(センター機能)の主な取組

- ・就学相談活動、教育相談活動 (幼児教室、学校見学会、地域の学校、コーディネーターへの支援など)
- ・地域ネットワーク作り(ケアコーディネーターの情報交換会との連携)
- ・自閉症学級「ミーティング」・タイムケア事業の支援

(2) 自閉症学級「ミーティング」

学校にて、保護者・児童の居住地の教育委員会・福祉関係・療育機関・医療機関等が会して、児童を中心とした情報交換を年度始めの5月にもっています。

このミーティングをもとに「家庭生活支援計画」を作成して、夏休みに家庭やプール、図書館などの利用施設に関係者と一緒に出向いて支援をしています。

(3) タイムケア事業の支援

PTAの地区活動の支援の中で、県下初の障害児タイムケア事業(障害児の学童保育)を立ち上げから支援し、新しい取組を保護者や行政と一緒に行っています。

具体的には、下校のスクールバスをタイムケアを行う施設まで運行させたり、指導員の方たちへの研修や利用児童生徒の担任の派遣支援など、関係者で連携を図りながらスムーズな運営を目指してきました。

6 今後の課題

自閉症学級や地域支援を展開して一年が過ぎようとしているなか、現在、次のような課題に取り組んでいます。

- ①自閉症学級における自立活動の新しい指導内容の創造とスタンダード化
- ②チームとしての教師集団の専門性の高まりと研修内容の工夫
- ③個別の教育支援計画の活用と、学校で身に付けた力が社会生活の中に般化できるような家庭・地域支援づくり
- ④「地域連携協議会」の積極的な推進と関係諸機関との組織的なコラボレーションの強化
- ⑤ 県内外の養護学校等への「自閉症学級における研究・実践の成果と課題」の積極的な発信

Ⅱ-2 授業時数の制限や小中学校との転出入が頻繁にある学校の教育課程の編成 -大阪府立羽曳野養護学校-

1 学校の概要

本校は、大阪府南部にある病気治療のため入院している児童生徒を対象とする病弱養護学校です。羽曳野市にある本校(以下羽曳野本校という)の他に5病院に分教室をもち、大阪府南部地域の院内学級や分教室のない病院や自宅への訪問教育も担当しています。

平成18年5月1日現在の本校の組織及び児童生徒の在籍状況は、下記の通りです。

本校・分教室	関連病院	主な病種	在籍者数 (小学部)	在籍者数 (中学部)
本校・訪問	大阪府立呼吸器・アレルギー 医療センター	喘息・アトピー性皮膚 炎・腎疾患等	15	4
母子医療センタ ー分教室	大阪府立母子保健総合医療セ ンター	悪性新生物・血液疾患等 多種	18	7
近大附属分教室	近畿大学医学部附属病院	悪性新生物・腎疾患等	7	
近大堺分教室	近畿大学医学部堺病院	心身症等	3	4
総合医療分教室	大阪府立急性期・総合医療セ ンター	腎疾患等	2	
労災分教室	大阪労災病院	腎疾患等	4	1
		計	49	16

2 教育の基本方針と本校の特色

本校は、病気治療中の児童生徒を対象とするため、年間を通じて転出入が頻繁です。本校での 在籍期間は1ヶ月以内という短期間から数年間まで様々で、関連病院の専門性等により病種も多 岐にわたっています。分教室のうち、近大堺分教室は、在籍者のほとんどが不登校を伴う心身症 の児童生徒で、これらの子どもたちは大阪府教育委員会との協議によって特例として通学が認め られています。

保護者や医療関係者との緊密な連携のもと、子どもたちがそれぞれの病気を理解し克服していく努力に寄り添い支援していくことが本校の使命です。①病気に負けない心と身体、②広い知識と豊かな教養、③社会に自立できる人間の3点を教育目標に、一人ひとりの児童生徒に応じた教育を実践するよう努めています。

病気治療中の児童生徒は、それぞれの病状や治療の経過等によって、学習状態が日々変わります。学習場所も教室であったり、ベッドサイドであったり、訪問の場合は自宅という場合もあります。施設設備の整備された学校とは、学習環境は大きく異なります。また、本校に転入してくる児童生徒の大半は、病気のために学習時間が不足していたり、社会的経験が乏しかったりします。中には大きな学習空白を抱えている子どももいます。重度重複障害の児童生徒が在籍している分教室もあります。このような児童生徒の状況を的確に把握し、一人ひとりの学力や社会経験の差、障害の程度に応じた教育内容を工夫することに努めています。学力補充のため、長期休業中や放課後の補習も実施しています。また、学習内容や学習進度は、前籍校(元の学校)と連携をとって調整し、児童生徒が前籍校に戻ったときに困らないよう配慮します。

自立活動は、児童生徒の病種等により異なりますが、喘息・アトピー性皮膚炎の子どもたちの場合は自分の病気を正しく理解し、自己管理がきちんとできるようになることを目標に指導していきます。病種や病状によっては、心理的な安定やできる範囲での身体活動を中心に実施する場合もあります。

3 特色を反映した教育課程

(1) 本校の教育課程

羽曳野本校と5分教室さらに訪問教育・重複学級やベッドサイド授業にわけて編成するため、多種類の教育課程になっています。実際の授業では、毎朝の打ち合わせでその日の児童生徒の体調や検査の予定等を聞き、それにあわせて時間割を組み替えることもあります。本校の教育課程の一例として、母子医療センター分教室の教育課程を表1に示します。

学習場所			カ	ンファ	レン	スルー	- <i>A</i>					ベッドサイ	ド	
学部			1	\				中			小	`		中
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	重	1/2	3/4/5/6	重	1/2/3
国語	7	7	6	6	5	5	4	4	4		3	2		2
社会			3	3	3	3	4	4	4			2		2
算数・数学	5	5	5	5	5	5	4	4	4		3	2		2
理科			3	3	3	3	4	4	4			2		2
生活	2	2									2			
音楽	2	2	2	2	2	2	1	1	1		1	1		
図画工作・美術	2	2	2	2	2	2	2	2	2		1	1		
体育・保健体育	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
家庭・技術家庭					2	2	2	2	2					
外国語							4	4	4					2
教科の計	20	20	23	23	24	24	27	27	27		10	10		10
道徳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	
特別活動	2	2	2	2	2	2	1	1	1	4			4	
自立活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10			10	
総合的な学習			1	1	1	1	1	1	1	1			1	
総計	24	24	28	28	29	29	31	31	31	16	10	10	16	10

表 1 母子医療センター分教室の教育課程

教育条件として、子どもが入院中であること、教育の場が病院内、あるいは病院に 隣接していることなどを考慮した上での教育課程編成になっています。

(2) 校時枠について

- ① 病院の生活時間に合わせて、午前3校時、午後3校時の設定とし、昼食時間にあわせるため、午前の授業は11時台に終了するようにします。
- ② 始業時間と終業時間は、各病院の生活時間や子どもの実情(病種)に合わせて決めるため、羽曳野本校及び5分教室でそれぞれ異なり、例えば心身症の子どもが主となっている分教室では、実態に合わせ、1校時の始まりを9時30分からとしています。
- ③ 同学年の児童生徒数が少ないため、集団性を確保したい学習活動や自立活動などは、小

中学部全体枠で活動できるよう、小中同一校時枠で編成しています。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

(1)時間割編成について

- ① 前籍校復帰の観点からも全教科、領域について取り組むことを前提としています。
- ② 心理的安定のためにも、表現活動を主とする教科や自立活動を加えています。
- ③ 病状や治療内容(検査等)、体調によって授業に出られないことを考慮し、1週間の時間割において各教科をできる限り割り振っています。

割り振る際の観点として、

- 1) 一つの教科が、午前だけまたは午後だけにならないようにする
- 2) 一つの教科が、1~6校時の特定の時間にならないようにする
- 3) 体調が悪くなると 2、 3 日連続して休むことが多いため、 1 日おきに一つの教科を 設定するなどして連続させない

があげられます。

- ④ 外泊時の離帰院の配慮として、金曜6校時、及び月曜1校時については週あたり1時間のみの教科は避けるようにしています。
- ⑤ 羽曳野本校の自立活動については、子どもが自分の体調に合わせて毎日行う15分の業間自立活動と、ある程度の時間を確保して取り組む特設自立活動(1時間45分)であり、目的を変えて組み合わせて設定しています。
- ⑥ 喘息・アレルギー疾患児の体育授業(羽曳野本校)は、集団性を確保し、ゲームの楽しさを感じることができるように、合同体育授業などを行うようにしています。校時の設定は体調が比較的安定する2、3時限目にしますが、午後の場合は、昼食後の体調を配慮して、なるべく5、6時限目に設定するようにします。

(2) 授業展開の工夫と課題

① 自己効力感・自己肯定感の育成

病気の子どもは自尊感情や自信を喪失している場合が多くあります。子どもが再度、自己 効力感や自己肯定感を育てられるような取組、関わりを継続しています。

② 病状への配慮

治療中であることや、投薬の副作用、疲れやすさなどによる体調変化、また、集中力・持 続力の弱さなどに配慮した授業展開を考えています。

③ 教えるポイントの厳選

病気によって、学習の空白や遅れ、経験の不足などが多くの子どもに見られます。また、 治療等によって授業時数に制約があります。そこで、指導内容では、基礎的・基本的内容を 精選し、配列します。その際、系統性のある教科単元と単一提示の単元の扱い方は異なりま す。また、当該学年で獲得することが望まれる知識と技能(10までのたし算、九九計算、漢 字など)は、重点的課題として取り扱います。

④ モチベーションを上げる工夫

子どもが興味・関心のある事柄を組み合わせて授業を構成することで、学習のモチィベーションを上げることができます。また、授業展開では、起承転結を明確にすることで子どもが持続して学習することができると考えています。

⑤ 活動時間が制約される中での授業時間の確保

少ない学習時間でいかに効率よく授業展開し、子どもに学習内容を習得させるかという観点からの工夫が重要で、その内容や単元についても精選をする必要があります。

⑥ 自立活動における工夫

自立活動では、自己理解を深め自己コントロールができるようになるため、病気の理解というテーマで、仲間意識も育むことができるようにゲーム性をとりいれた内容でも取り組んでいます。

⑦ 病棟での学習活動にともなう種々の制限

他の入院患者や病院のルールなどとの関係で制限がある場合もあります。例えば、理科では、薬品の臭いや発熱、発火などを伴う実験はできません。感染予防の観点から、植物栽培の制限や動植物などに直接触れることなども禁止されているため、動植物の観察などにも配慮と工夫が必要です。それを補うものとして、情報機器を用いて、観察や実験の模擬体験ができるように工夫しています。

今後は、特に、長期間院内での生活を余儀なくされている児童生徒に対しては、コンピュータ等の情報機器をもっと自由にかつ有効に利用する方策について、病院側の理解と協力を得ながら検討を進めていく必要があります。

5 特別支援学校に向けての取組

(1) 在籍者への教科指導、自立活動の充実

スムーズな前籍校復帰のために、既存の取り組みの見直しと改善(例えば使用教科書や各教 科、領域の時間割編成についての再検討)が必要です。子どもの病状や実態に即した自立活動 の充実も図らなければなりません。

(2) 前籍校との連携とアフターケアによる理解啓発

地域社会の中で生活していく病気のある子どもたちを支えるため、前籍校の関係者のみならず 地域の人々へ病気の理解を推進していく必要があります。前籍校とは緊密な連携を保ち、子ども へのサポート体制をつくり情報を共有して、病気の再発を防ぐことにも努めなければなりません。

(3) 今後の方向として

今後は、地域の学校に在籍している病気の子どもやLDやADHD等の特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援にも取り組んでいかなければなりません。

Ⅱ-3 個に応じた教育課程の編成・実践について -茨城県立北茨城養護学校-

1 学校の概要

福島県境を含む茨城県北の地、高萩市、北 茨城市、日立市の旧十王地区を通学地域とし て知的障害のある児童生徒の教育を行う養護 学校です。

RAMIREUM P

写真 学校の外観

(1) 概要

児童や生徒は、4台のスクールバスや電車等で通学します。明るく近代的な校舎と

太平洋に面した白砂青松の海岸の風光明媚な恵まれた環境です。

本校は知的障害養護学校として昭和62年に開校し、今年で創立20周年になります。

(2) 児童生徒等について

児童生徒については、小学部61名、18学級で、中学部34名、10学級で、高等部58名、12学級です。教職員については、教諭等が86名で、教職員が108名となっています。小学部には、10名の肢体不自由の児童がいて、うち7名が車いすを使用しています。また、17名の自閉症の児童がいます。中学部には、2名の肢体不自由の生徒がいて、その2名が車椅子を使用しています。また、4名が自閉症です。高等部には、5名の肢体不自由の生徒がいて、うち4名が車いすを使用しています。また、8名が自閉症です。

訪問教育を受けている児童生徒は、18名であり重度の知的障害と重度の肢体不自由の重複障害です。学校全体で、36名が肢体不自由、6名が視覚障害、7名が聴覚障害を併せ有する児童生徒がいます。

2 教育の基本方針と本校の特色

目指す学校像として、「明るく楽しさみなぎる学校」「力いっぱい活動できる学校」「環境を十分に活用できる学校」「家庭や地域に開かれた学校」を掲げ、「個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく指導実践」「専門性の向上を図るための研修(自発的研究グループ)」「地域に根ざした学校、地域に開かれた学校づくり」「地域における特別支援教育に関する相談のセンター的役割」等に取り組んでいます。

3 特色を反映した教育課程-小学部中学年の場合-

本校では平成8年度より肢体不自由を伴う重複障害者が入学し、以降各学年に数名の肢体不自由児が在籍するようになりました。平成12年度~平成13年度は肢体不自由を伴う重複障害児でブロックを構成し、一般学級とは全く別に活動していました。しかし、同じ校舎にいながら同学年同士の交流がなかったり教室が不足していたりするなどの問題から、平成14年度以降は現行のよ

うに各学年を母体として活動しています。

本校の週時程については小学部、中学部ともに「各学年」と「個別指導」・「小グループでの指導」の欄で示しています。高等部は4コース制になっていて、それぞれの時間割があります。小学部中学年(3、4年生で合わせて20名、うち肢体不自由を伴う重複障害者が3名)の週時程を図1に示しました。授業が分かれている部分の左側が学年の授業、右側が肢体不自由を伴う重複障害者の「個別指導」・「小グループでの指導」の授業です。

	月	火	7	K	7	k	3	金
1	日常生活	日常生活	日常	生活	日常生活		日常生活	
2	国算 自立 活動	国算 自立 活動	国算	自立 活動	生単		国算	自立 活動
3	図工	音楽	生単	体育			体育	みんな の時間
4	図工	体育 国算			体育 国算		生単	
昼食								
5	特別活動	生単 自立 活動	クラフ	ブ活動	音	楽	4	単

図 1 小学部中学年の週時程

- ※「自立活動」の時間は、主に筑波大学付属桐ヶ丘養護学校で開発された「ふれあいたいそう」 を中心に行っています。
- ※「体育」は、その子に応じた体の動き(座位・立位・筋肉運動感覚)、皮膚感覚へのはたら きかけ、前庭感覚(揺れ・回転・平行移動)へのはたらきかけなどを中心に行っています。
- ※「みんなの時間」は視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚といった五感へのはたらきかけ、劇遊び やパネルシアターへの読み聞かせなどをとおして諸概念の形成、認知力の向上、自分の選 択・感情や言いたいことを伝える・表現する、といったことを中心に行っています。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫

肢体不自由を伴う重複障害者の授業には大きく分けて、①所属部(学年・ブロック)の授業、 ②個別に抽出して行っている授業、③肢体不自由を伴う重複障害者で小グループを構成している 授業の3つのパターンがあります。

(1) 3つのパターンの特徴

①の授業においては、多くの友達や教師とのかかわりを大切にし生活年齢に根ざした内容で授業を組み立てています。しかし、常時車いすに乗ったままであったり、個別の指導計画にあげられた自立活動の課題に取り組むことが難しかったりします。そこで②や③のような、抽出して自立活動の内容を中心に取り組む授業を展開しています。特に③の授業に関しては、部・

ブロックの枠を超えて集団を構成し、ゆっくりしたペースの中で身体的な困難を改善・ 克服しながら個別の課題に迫る内容に取り 組んでいます。

(2) 適切な授業の選択

こうした取組を行っていく中で、いくつかの課題と工夫があります。まずは図1のように授業時間ごとに学年を分けた場合に、所属部(学年・ブロック)の授業との兼ね合いのもと、重複障害者がどちらの授業に参加する



写真 みんなの時間

かということです。肢体不自由を伴う児童生徒をはじめその障害の程度は様々です。重複障害だから、右側の授業と機械的に決めるのでなく、その児童生徒の学習の状況に応じて、授業を 選択しています。

例えば図1の小学部中学年を例にすると、金曜日の「みんなの時間」(写真)と平行して所属部(学年・ブロック)では「体育」「生活単元学習」が行われています。軽度の重複障害者はどちらの授業に参加することが妥当か常に悩むところです。そのため小学部では「個別指導」・「小グループでの指導」に関しては、できるだけその授業内容を所属部の授業担当者が理解できるよう、授業案を配布したりビデオ撮影をしたりしています。そうすることで、所属部の授業を選択するか否かの意見を聞くことができます。

また、基本的には年間を通して授業を選択しますが、場合によっては年間を通さず授業内容 に応じて重複障害者がどちらかの授業を選択できるなどの柔軟な対応をしています。

(3)授業を展開する場所

次に授業場所の問題があります。教育課程を分ければ、それだけ教室も必要になってきます。 特に③のような小グループの授業は、準備物が多く広い空間が必要になります。全学部一般学 級と調整しながら、各授業が展開できるようにしなければなりません。本校では現在月に1度、 教室調整会議を行っています。

(4) 授業内容の改善

最後に授業の充実が挙げられます。抽出しての授業の時間と場所を確保しても、その授業内容が個に応じた課題に迫る内容でなければなりません。本校は知的障害の児童生徒を教育する養護学校であるため、他の重複障害に関する支援ツール(障害の特性に関する情報・教材教具など)については限られたものになってしまいます。現在、肢体不自由児に関しては定期的に研修会を開いたり、校内授業研究会をしたりして職員の共通理解を図っています。また授業担当者同士では共通の記録用紙を作成し、それを回覧しながら毎回の授業の見直しをするなどしています。

5 特別支援学校に向けての取り組み

本校では「より個に応じた指導をするために(平成14・15年度)」、「一人一人の教育的ニーズに応じた支援の在り方(平成16年度)」、「一人一人の教育的ニーズに沿った支援の在り方(平成17・18年度)」といったように、児童生徒一人一人に焦点を当てた研究に取り組んできました。その積み重ねを生かして今後も個に応じた教育課程を編成、実践しつつ、特別支援学校に向けては次のような取組が考えられます。

(1) 校内支援体制づくり

今後は肢体不自由の重複障害者だけではなく、様々な障害のある児童生徒が在籍して個に応じた教育課程を編成し、それを実践していかなければなりません。そうした場合に、授業に参加する児童生徒の決定や担当教師の割り振り、授業場所の検討などが随時あります。またそれぞれの児童生徒をどのように抽出して授業に取り組むのか、その抽出した授業は適切かなど評価をしながら進めていかなくてはなりません。こうした多くの課題を話し合い、方向づけをし、実践していく場が学校の中で位置づけられ、さらに授業を改善していく過程が明確になることが大切かと思われます。現在の授業の選択は、所属部(学年・ブロック)の担当の教師任せになっている部分が大きいですが、今後は各部の特別支援教育コーディネーターや保護者も含め、どのように参加児童生徒や授業内容を決定していくかの過程が明確にできればと思います。自立活動に関する内容を中心にコーディネート機能を果たす目的のもと、今の組織を活かしつつ必要に応じて新たな組織を設けるなど、学校全体で取組やすくし専門性を高めていくことが大切であると考えます。

(2)専門家との連携

これは重複障害者に限ったことではありませんが、個別の教育支援計画を基にした専門家との連携は欠かせません。本校でも定期的に作業療法士等に個々に応じた専門的な指導を受けている児童生徒がいます。そうした指導内容を学校の教育活動に生かしていけるよう実務的なレベルで連携を図ることが大切です。

(3) 職員間の有機的な連携

教員一人一人が個々の児童生徒の障害について研修し理解することはもちろんですが、教員が身につけられる専門性には限界があります。重複障害者は、日常生活の一つ一つの場面において教師と活動することが多くなります。そしてそれらの場面には自立活動につながる内容が多く含まれています。担当教師によって支援の仕方が変わってしまうのではなく、共通理解のもと、ある程度同じような支援ができることが望ましいでしょう。それには日々の話し合いを始め、必要に応じて個別の指導計画に沿った資料を作成することなどが必要と考えています。

Ⅱ-4 一人一人に応じるための教育課程編成の工夫 一岩手県立盛岡養護学校一

1 学校の概要

(1) 県内唯一の肢体不自由養護学校

本校は、岩手県唯一の肢体不自由養護学校として、昭和37年に設立されました。盛岡市南部に位置する手代森を所在地にし、校舎からは北上川を望むことができます。 隣接する肢体不自由児施設「都南の園」(昭和32年開園)には、治療訓練のため入所しながら学ぶ場として都南校(分校)が設置されています。



図1 「いつかくる」の詩碑

かつて、都南の園に入所した子どもが家から離れた寂

しさの中で未来への希望を綴った詩「いつかくる」は、その後の本校の子どもたちの心の支え となり、全国の人々にも広く知られています(図1)。

現在、盛岡地区には本校の他に盲学校、聾学校、知的障害、病弱の養護学校もありますが、 特別支援学校への移行においては、それぞれの学校が持つ特色と役割が活かされていくと思わ れます。

(2) 児童生徒の変遷

全国的に肢体不自由養護学校には重複障害の子どもたちが多く在籍するようになっていますが、岩手県全域を対象学区としている本校も、重度重複の子どもたちが大半を占めるようになってきています(表1)。

脳性まひの子どもたちがほとんどですが、知的障害や言語障害を併せ有している子どもや、 医療的ケアが必要な子どもなど、障害状況も多様になっており、一人一人に対応した教育活動 が求められています。

学部ご	ごとの	ļ	児童生徒数	ζ	出身地別児童生徒数						
児童生徒数 通常学級		通常学級	重複学級	訪問教育	市内	盛岡近郊	県南部	県北部	沿岸部		
小学部	3 2	3	2 5	4	1 9	9	1	2	1		
中学部	1 4	4	8	2	8	4	1	1	0		
高等部	4 5	7	2 9	9	1 8	1 3	5	3	6		

表 1 在籍者数(平成 18年度5月1日現在.分校を除く)

2 教育目標及び教育の構造図

(1)教育目標

「ひとりひとりの生命と個性を尊重し、学ぶ喜びの中で、心豊かに生きる力を育む」

- ○健康を大切にする子ども
- ○自ら学び、成長する子ども
- ○自らの考えを伝える子ども
- ○豊かな生活を営む子ども

(2)教育の構造図

平成15年度に4つのワーキンググループを立ち上げて、新しい体制作りに取り組みました。その結果、「連携」をキーワードとして見直し、地域、保護者、関係機関、そして校内がいかに連携して学校の役割を果たしていくのかを確認し、分掌の再編成を行いました(表2)。

3 教育課程

(1) 4つの類型

各学部とも、準ずる教育(通常学級)、 下学年適用、知的障害養護学校教育の代 替、自立活動中心(以上特別学級)の4 つの教育課程を設けています(表3)。

表2 本校教育の構造図 学習指導要領 学校教育目標 年度の重点事項 校務分掌組織 教育活動 相談・進路支援 保護者・地域 教育環境整備 個別の指導計画 個別の教育支援計画 開かれた学校 施設設備充実 関係機関との連携 連携しての教育 医療的ケア 校内連携の強化 学校評価の活用 研究研修と工夫 ニーズに応える支援 情報の共有化 交流教育の推進 危機管理体制 本校教育の推進(目に見える教育サービスを展開する)。 教育の不易と流行を的確に 見極め、連携構造の体型化を実現して教育実践を進めた成果として、学校に魅力や特色 が備わる(実績が蓄積されていく)。

(2) 時間割作成の配慮事項

表3 教育課程の例(中学部)

	_	学 級	通	常学	級			特	別		 学	級			مثلت	HH 4//.	-
教科		類 型	準	些ずる教	育	下	学年適	用	知的	的障害件		自	立活動中	中心	訪	問 教	育
領域等	/	学 年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
	国	語	3	3	3	3	3	3	2	2	2						
	社	会	3	3	3	3	3	3									
教	数	学	3	3	3	3	3	3	2	2	2						
32	理	科	3	3	3	3	3	3									
	音 (選	楽 選択)	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2	2	2						
科	美 (漫	術 選択)	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1									
	保傾	は体育	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
	技術	・家庭	2	2	2	2	2	2									
	英	語	3	3	3	3	3	3									
h-r-	道	徳	1	1	1	1	1	1									
領	特別	引活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
域	(追	(活動 選択) 独自)	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	3	3	3	2 6	2 6	2 6	6	4	6
	・教	日生							1 0	1 0	1 0						
科を せた	·合わ :指導	生単							5	5	5						
総合的	な学習	の時間	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
合		計	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	6	4	6
備		考															

特別学級においては、できるだけ個別の指導体制が組まれるよう時間割の工夫が求められて います。そこで一人一人の教育的ニーズをふまえ、個別の指導計画により学年学級の枠を越え た学習グループを編制し、より細やかな指導を実施しています(図2)。1単位あたりの授業 時間は、小学部45分、中学部、高等部は50分です。1単位時間ごとのチャイムは鳴らさずに、 児童生徒教員共々時計を見ながら行動しています。

小学部自立活動中心

小学部準ずる教育

高等部知的代替



図2 時間割(例)

4 教育課程編成及び授業展開の工夫

(1) 自立活動の指導

自立活動の指導内容を整備し、学部の連携を図りながら指導できる体制を、研究活動を通し て構築しています。そのテーマを「自立活動の指導の充実を目指して」とし、学部の枠を越え た5つの研究グループ(自立活動の内容に即したもの)に教員全員が所属し、実践研究を重ね、 指導の連携強化を図っています。

(2)総合的な学習の時間の扱い

「総合的な学習の時間」の指導を開始した当初は、児童生徒が共に活動する中での学び合い が成長過程に必要であると考え、重度重複の子どもたちも含めて計画することとしました。し かし、その後の検討により現在は、小学部では通常学級だけ、中学部、高等部では特別学級も 含めた全学級で取り扱うこととしています。

(3)授業における「個別の指導計画」の活用

本校では「個別の指導計画」を、全児童生徒を対象に全教科及び領域で作成しています。例 えば、小学部の自立活動中心の指導の場合、指導グループ会(毎月実施)で授業計画に沿った 単元の反省と次の授業計画についての話し合いを行います。単元ごとに児童一人ずつの目標を 立て、授業終了後に記録用紙を複数の授業者に回覧し、複数の目で児童の様子を記録し、評価 に活かしています。この記録用紙には、「個別の指導計画」に盛りこみにくい細かな事柄についても記入でき、回覧することによって情報を共有し、意見交換もでき、短期目標の修正や指導の改善も図れるものとなっています。また、学部全体のケース会を年度始めと終わりに設定し、課題を明らかにして取り組んでいます。

保護者には児童生徒の教育的ニーズの把握、長期目標、短期目標の確認と同意、評価とさら に次の短期目標の確認と同意について、参画を進めるよう面談を設定しています。

5 特別支援学校に向けての取組

(1) 専門性向上に向けた取組

自立活動の指導の専門性を高めるため、前述した校内研究活動に取り組んでいるほか、公開講座を開催し、外部講師から学んだり、本校職員が講師になって実践を発表しています。教員研修や学生等の体験研修の受け入れも積極的に行い、教室内の実際場面での体験を設定することで、多くの職員が講師となって肢体不自由教育に関わる事項を伝達し、職員の自信につなげています。県外研修にも職員を積極的に派遣し、新しい理念や指導技術を学び、報告会を開くことにより情報の交換を行っています。また、本校では、研究活動で積み重ねた自立活動の指導実践集を電子化し、映像を見ながら支援方法等を確認したり学び合ったりすることができるようにしています。

(2) 個別の教育支援計画の策定

本校の「個別の教育支援計画」は、幼児期から高等部卒業後までを視野に入れ、各ライフステージに応じた支援体系を示すフォーマットシステムと、支援計画策定に当たってその運用と手順を示したアクションシステムの2本立てで構成するものとしました。「個別の指導計画」とともに電子化を進めており、情報の共有を図りながら、一人一人への支援が効果的に実施できるよう整備しています。

(3) 相談支援センター機能

平成17年度より特別支援教育コーディネーターとサブコーディネーターの3名体制による支援を行い、全県を対象として肢体不自由教育に関する相談や研修、教材紹介、授業支援を展開しています。また、公開講座開催、就学前教育相談等も含め、県内各学校や関係機関とのネットワークによる支援活動を進めています。

(4)地域の教育力の活用

地域の教育力を活用する方策として、社会資源の活用、地域や施設等との交流、総合的な学習における外部講師の招聘、行事等でのボランティアの活用等を行い、学校医、理学療法士、本校配置の看護師等、医療機関とも十分に連携を図っています。危機管理体制においては、地域連携が確立されており、学校所在地区へ協力要請しての合同防災訓練を行っています。

Ⅲ 複数の障害に対応する教育課程編成の工夫

- 1 肢体不自由養護学校における障害の多様化への対応
 - 北海道網走養護学校 -
- 2 児童生徒のニーズに応じた教育課程の編成と指導の工夫
 - -福井県立南越養護学校-
- 3 肢知併置校における多様な教育的ニーズに対応していくための取組
 - 岡山県立岡山東養護学校 -
- 4 知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成
 - 鹿児島県立出水養護学校 -

Ⅲ-1 肢体不自由養護学校における障害の多様化への対応−北海道網走養護学校-

1 はじめに

本校は昭和49年に開校した、人口約4万人の網走市郊外に位置する肢体不自由の養護学校です。小学部18名、中学部7名、高等部27名の児童生徒が学んでいます。網走地方は新潟県に相当する広範な地域(人口約32万人)に知的障害の養護学校が3校(うち2校は施設併設の分校)、知的障害の高等養護学校が1校、肢体不自由の養護学校が1校の計5校が設置され、点在しています。そのため、網走市近郊の障害のある児童生徒は障害種を超えて本校への入学を希望することがあり、実際に知的障害など肢体不自由以外の児童生徒も学んでいます。

本校の特色としては、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づいた一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、自立活動の充実と保護者や地域の関係機関(医師、PT、装具制作者等)と連携して行う「からだの相談日」を実施するなど多様な個別の教育的ニーズに対応する取組を行っています。一方、地域との連携では、児童生徒の自宅がある地域の小中学校と月1回程度の交流を行う「居住地交流」の実施、網走地区の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として関係機関との連携や支援・相談を行うためのネットワークづくり、など地域の実態に即した運営を行っています。

高等部27名のうち訪問教育の6名を除く21名の実態は、主障害が肢体不自由の生徒が3名で、21名全員が知的障害を併せ有しています。また、広義の意味で15名が発達障害と診断されています。本校では法令や学習指導要領に基づき各教科を知的障害者を教育する養護学校の各教科に替えた教育課程を編成しています。一人一人の教育的ニーズを踏まえ指導・支援を行うためには実際の教育活動を選択、組織し、実施するなど様々な視点に基づいて工夫する必要があります。高等部では、個別の教育的ニーズに基づいた時間割づくりを教育課程編成の具体的実践事項の一つとして取り組んできました。ここでは、高等部において時間割(日課表)をどのように工夫し、実際の教育活動を行っているのかを紹介します。

2 高等部における時間割(日課表)の工夫と特徴

(1)障害種による類型化(時間割Aと時間割B)

午前中の日課は、障害の状況や発達段階、特性等から2つの時間割を設定しました。毎日同じ帯状の時間割とし、生徒にとって分かりやすい日課になるよう工夫をしています。また、それぞれの時間割では、各学習の配分時間が異なります。

時間割A(表1)では、自立活動と教科学習が中心の時間割とし、肢体不自由を主障害とする生徒3名が学んでいます。時間割B(表2)では、各教科や作業学習を中心の時間割とし、知的障害を主障害とした生徒18名が学んでいます。

午後は、選択制の教科を設定し、個別の教育的ニーズに応じて学習内容を選択できるように しました。障害種を超えてAB合同の学習活動が行われます。

(2) 自立活動

個別の教育的ニーズのうち、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するための教育活動を具体的に実施するため、自立活動の時間における指導を生徒全員に対して行っています。学習時間は個別の教育的ニーズによって異なります。

(3) 教科学習

国語・数学等の教科指導については、領域・教科を合わせて「課題学習」と称し合わせて指導している学校もありますが、本校高等部では教科別指導が生徒にとっても分かりやすい学習として、また学習効果もあることから教科別指導として位置づけています。

各教科の学習内容は、個別の教育的ニーズに基づき学習指導要領の内容と関連づけて、一人 一人に学習内容を選び、個別の指導計画を作成しています。学習形態は実態に応じて編成して いますが、個別で学習する場合が多いです。

(4) 生活単元学習

時間割上には明記せず、必要な学習内容を必要な期間に単元を設定します。具体的には、学校生活を豊かにする学校行事に関する単元、家庭や社会生活を広げ豊かにする調理学習や校外学習、宿泊を伴う学習に関する単元、将来の生活を豊かにする現場実習や進路、性教育に関する単元などがあげられます。生活単元学習の基本的な学習形態は学年やクラス単位でAB合同の特別な時間割を設定します。この場合は時期や季節、日常の学習の積み重ね等に配慮します。

(5) 選択教科

午後の時間割(表 3)は障害種では指導の形態を決めず、個別の教育的ニーズに基づいて学習を選択できるようにしました。本年度は、生徒自身の希望や興味・関心を尊重するとともに、保護者との懇談等を参考にして社会・理科・音楽・体育・美術・英語・情報・職業・家庭の時間設(表 4)を設けました。教務部は学習グループ、指導体制、学習場所などの複雑な調整をし、適切なグルーピングに努めることによって生徒一人一人に応じた時間割を設定することができます。

表 1 時間割 A (肢体不自由を主とする時間 割)

校時	時間	月	火	水	木	金				
1	35	日	日常生活の指導(登校・朝の活動)							
2	45		自立活動							
3	45		国語・数学							
4	45		ı	国語・数学	É					
	60		日常生	活の指導	(給食)					
5	45	選択	選択	選択	総合学習	ΗR				
6	45	選択	選択 日常生活の指導(帰りの活動・下校)							
	35	日生	生							

表2 時間割B (知的障害・発達障害を主と する時間割)

校時	時間	月	火	水	木	金			
1	35	日,	日常生活の指導(登校・朝の活動)						
2	30		自立活動						
3	45	自立活動	自立活動・国語・数学(個別の教育的ニーズによる)						
3 4	60			作業学習					
	60	日常生活	の指導(約	給食)					
5	45	選択	選択	選択	総合学習	ΗR			
6	45	選択	日常生活の指導(帰りの活動・下校)						
	35	日生							

表3 選択教科の時間割

校時	時間	月	火	水	木	金			
~~~~	6 0	***************************************							
5	4 5	体育A(9) 職業(5) 家庭(4) 美術A(3)	体育B(5) 音楽A(10) 美術B(3) 情報B(3)	音楽B (9) 美術C (3) 情報C (2) 英語 (3) 理科·社会(4)	総合的な学習 全校で グループ化	ホームルーム			
6	4 5	体育A(9) 職業(5) 家庭(4) 情報A(3)	日常生活の指導 (帰りの活動・下校) アルファベットはグルーピングの違いを表す						
	3 5	日生							

( ) 内は履修している生徒数、1単位時間の人数の合計は21名

### 表4 選択教科の主なねらいと内容(抜粋)

教科	主なねらい	主な内容
社会・理科 (合科)	<ul><li>○公共機関等の仕組みや役割を理解し、適切に利用する。</li><li>○自然の仕組みや働きについての理解を深め、自然を愛する豊かな気持ちを高める。</li></ul>	地域(網走管内)の様子 交通安全(標識) 植物の栽培 物質の変化

音楽 体育 美術 一略一

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	<u> </u>	~~~~~~~
英語	○初歩的な日常のあいさつや会話など英会話を身につける。○諸外国の遊びを体験することで日本と異なった文化があることを知る。	英会話 韓国・ルーマニアのゲーム ※月1回ALT来校
情報	○パソコンや周辺機器の基本的な使い方を身につける。○情報を利用して様々な人との交流を楽しむ。	パソコン・周辺機器の操作 メール HP作成
職業	○いろいろな道具の使い方を知り、安全で正確に作業や実習を行う。 (作業学習とねらい・内容が異なる)	いろいろな道具 ペーパークラフト 木工
家庭	○家庭生活で使う家電等の基礎的な使い方を知る。○日常生活を送る上で必要な家事を体験する。	裁縫 アイロン 調理 洗濯

3 成果とまとめ

(1)個別の教育的ニーズと教育課程

基本となる時間割を分かりやすく示すことで発達障害のある生徒も自分から次の学習へ気持ちを向ける場面が増えました。また、指導者側は個別の教育的ニーズを明らかにし、子どもにとって必要な教育内容を年間を見通して精選することができました。

(2) 個別の教育的ニーズに基づく選択教科別の授業

週4単位時間、学習内容を選択できることで既製の教科観や指導の形態に当てはめるのではなく、個別の教育的ニーズに基づいて学習内容を精選しようという指導者側の意識が高まりました。また、今までの教育活動に選択肢を増やすことで教育活動がより豊かになりました。ま

た、午後は車いすを使用する生徒と自閉症の生徒が一緒に学習をするなど様々な生徒の交流が 実現します。このことによる指導の難しさよりも学習集団の多様化やダイナミックな活動が展 開できるメリットの方が目立っています。

(3) 個別の教育的ニーズと障害に応じた指導の教育観

選択教科の学習では学習集団や学習場面の工夫、パニック時の対応や個別的な配慮、保護者への説明と指導者の危機管理などによって障害種を超えた教育活動を行うことができました。 障害種ではなく個別の教育的ニーズに基づいた教育課程を編成し、一つ一つの問題を丁寧に解決していくことで学習活動が著しく制限されることはありません。また、障害に応じた指導を行うということであれば、障害に基づいた教育活動の中心である自立活動を大切にすることが問題解決のヒントになると思います。

地域の資源が限られている場合、子どもが自分の地域で教育を受けるためには過去の実績に とらわれず、学校が主体となって個別の教育的ニーズに応えていこうとする姿勢をもつことが 必要になります。我々が特別支援教育への歩みを進めるためには欠くことのできない姿勢だと いえます。

4 本校における地域のセンター的役割

本校では、特別支援教育への転換を図りセンター的機能を備え、地域へ支援を行うことができるよう、校内の組織体制の見直し、地域(網走管内)や関係機関との連携の在り方などについて次のような取組等を行いました。

(1) 分掌の再編と特別支援教育検討委員会の創設、コーディネーターの配置

校内分掌の再編、特別支援教育検討委員会の創設によって校内外の支援体制を整えました。 平成18年度は、4名のコーディネーターが中心となって校内外の地域の児童生徒への個別の支援会議を企画・運営しました。

(2) オホーツク特別支援教育ネットワークと網走地区特別支援教育連絡協議会

網走管内の5校の養護学校とオホーツク特別支援教育ネットワークを組織し、北海道教育委員会が進めている網走管内特別支援教育推進体制事業を支える基盤としました。また、本校が担う地域(7市町村)に網走地区特別支援教育連絡協議会を設け、市町村教育委員会や小中学校等に研修会の開催や様々な情報をメールで発信しています。

Ⅲ-2 児童生徒のニーズに応じた教育課程の編成と指導の工夫 -福井県立南越養護学校-

1 本校の概要

本校は、県立では8番目の養護学校として、越前市(旧武生市)の東部に位置する味真野地区に、 平成17年4月に開校した新設校です。本県は地理的に大きく分けると、嶺北地域と嶺南地域に分けられますが、養護学校はこれまで障害種別に、嶺北地域では福井市やその周辺に、嶺南地域では三方郡周辺に集中していました。そのため、遠距離通学をしている在籍者も少なくなかったのですが、 平成7~8年度に開催された「福井県特殊教育問題懇談会」や平成10年度に開催された「福井県特殊教育問題研究会」において、本県の特殊教育が抱えている様々な問題についての具体的な改善策が提言され、その中で示された「養護学校の適正配置」や「地域の養護学校とする」を受けて本校が設置されました。そのため、嶺北地域では初めての総合養護学校として複数の障害種に対応しており、幼稚部も設置されています。また、地元に設置されていることから、全児童生徒が自宅から

通学しており、そのうちの約9 割がスクールバスを利用しています。教室は県産材のスギをふんだんに使用した木造平屋建てでバリアフリーとなっており、心身ともに優しい温もりのある学習環境となっています。

表 1 平成 18年度の児童・生徒数(人)

障害種別	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
知的障害		5	1	2 5	3 1
重複障害		1 6	6	2	2 4
肢体不自由		1	1		2
病 弱		1		5	6
訪問教育				1	1
合 計		2 3	8	3 3	6 4

2 教育の基本方針と本校の特色

(1)教育の基本方針

本校では、児童生徒が高等部を卒業した後の自立や社会参加に向けて、児童生徒の持てる力を最大限に伸ばすことを目標に、一人一人の障害の状態や発達段階、教育的ニーズをきめ細かに把握しながら、地域や関係機関等との密接な連携の下、児童生徒自身の主体的な取組を重視した適切な指導や必要な支援に取り組んでいます。

また、卒業生やその保護者のための「卒業後の支援」にも力を入れています。「卒業生と語る会」「卒業生の進路先訪問」や卒業生の保護者で組織する「南越親の会」と連携した「卒業生を励ます会」など多くの交流の場を設けています。これらの支援は、卒業生が生活や仕事を続けていく上での大きな支えになるものと思われます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行により、養護学校は特別支援学校へと転換していきますが、本校は、開校に向けた準備段階から「共に創る特別支援のネットワーク」を理念に掲げ取り組んでいます。

(2)地域と連携した学校づくり

① 地域の学校等との連携

養護学校の児童生徒が高等部卒業後、地元の人たちと互いに理解し合い、共に生活していくためには、様々な面で交流を深めておくことが重要です。本校では、児童生徒が居住している地区の小・中学校との交流(居住地校交流)を、保護者のニーズに応じた形で実施しており、約8割の児童生徒が参加しています。

また、学校同士で交流する「学校間交流」も実施しており、児童生徒は交互に訪問し合う中で多くの友達とかかわり、理解を深めています。

南越地区の小・中学校の特殊学級に在籍する児童生徒が一堂に会する体育大会には、小・中学部の児童生徒も全員参加し交流を深めています。この体育大会は準備の段階から本校の教員も参加し、児童生徒だけでなく、教員同士、保護者同士が理解を深める上でも大変貴重な場となっています。

その他、地元の高等学校や福祉施設、近隣の養護学校との交流も行っています。

② 教育・医療・福祉・労働等関係機関との連携

南越地区の保育所、幼稚園、小・中・高等学校をはじめ、地区の市町教育委員会、市町部局、各種の教育研究部会などの教育機関との連携・協力を密にすることで、本校はもとより地区全体の教育力の向上を図っています。

また、学校医をはじめ主治医、県、市町の医療・保健関係の部局との連携により、児童生徒の心身の安定を図るとともに、日常生活、教育活動等の質の向上を目指しています。

更に、県市町の福祉・労働関係の部局、社会福祉協議会等との連携を図りながら、日常生活の支援をはじめ、将来の社会参加や自立に向けた支援を進めています。

3 児童生徒の持てる力を伸ばす教育課程

(1) 知的障害の教育課程

各学部とも、「日常生活の指導」を中心に「自立活動」を取り入れながら、小学部では「遊びの指導」を、中・高等部では「作業学習」や「生活単元学習」「教科」等をバランスよく取り入れて編成しています。

(2) 肢体不自由・病弱の教育課程

小・中・高等学校の教育課程に準じた教育の中で、「自立活動」の時間を確保しています。 また、卒業後の社会参加に向け、「総合的な学習の時間」等を活用しながら進路について考える時間を持ったり、生徒のニーズに合わせた産業現場の実習も取り入れています。

4 児童生徒の力を伸ばす授業展開の工夫

一人一人の持てる力を十分に伸ばすためには、障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導 が必要であり、学習内容に合わせた集団構成の工夫が求められます。

(1)障害の状態や学習の進度等を考慮した集団構成の工夫

高等部(知的障害)では、同学年の生徒で構成する学級での学習と、障害の状態や学習の進度等に応じて異学年で構成するグループでの学習を併用しています。グループ別学習は1~3

年までの生徒27名を障害の程度等で3グループに分け、軽度のものから順にグループA、B、Cとし、時間割は全学年とも同一時間帯に同一教科等を設定しています。例えば「作業学習」は月~木曜日の3、4限目に設定してあり、グループAとグループBの生徒は、それぞれ2つずつ設定された学習内容の中から選択し、グループCの生徒は設定された1つの学習内容に取り組んでいます。「音楽」「美術」「生活単元学習」などもグループ別の学習を取り入れ、生徒の多様な実態に合わせたきめ細かな指導の充実を図っています。

(2) 多様な集団構成や授業展開を可能にする週時程の工夫

小学部

知的障害の「遊びの指導」または「体育」と肢体不自由および病弱の「体育」を、同一時間帯(金曜日の3限目)に設定しています。知的障害児同士あるいは知的障害児と肢体不自由児、病弱児が、合同で「体育」や「運動遊び」をすることができます。「音楽」についても同様な設定(水曜日の5限目)をし、学級、学年、障害種を越えた集団を自由に構成することができるようにしています。多様な集団で協力したり競い合ったりすることで学習効果を高めることができ、社会性、協調性等を育成する上でも効果的です。

② 中学部

知的障害(普通・重複)の「音楽」と肢体不自由の「音楽」を同一時間帯(火曜日と木曜日の5限目)に設定しています。学部全体で学習することにより、役割分担をしたりコミュニケーションを取ったりしながら楽しく学習することができます。「体育」「美術」「特別活動」なども同様な設定を取り入れています。

③ 高等部

- ア 知的障害の「生活単元学習」と病弱の「総合的な学習」を同一時間帯(水曜日の5、 6限目)に設定しています。学習内容に合わせて、学級、学年、障害種を越えた集団を 多様に構成することができます。
- イ 知的障害の「体育」と病弱の「体育」を同一時間帯(金曜日の1、2限目)に設定しています。病弱の生徒が知的障害の上位グループの生徒と合同で学習することにより、協力したり競争したり切磋琢磨しながら運動能力を高めることができます。

(3)継続的な学習を可能にする週時程の工夫

- ア 「日常生活の指導」を、小学部(知的障害)では毎日1限目に、中学部(知的障害)では1日の初めと終わりに、高等部(知的障害)では1限目の前半に設定し、一日の生活のリズムを整えています。
- イ 高等部(知的障害)の「運動」は、月~木曜日の1限目(後半)に設定し、季節ごとに テーマを変えながら継続的に取り組ませることで、運動能力の育成を図っています。

(4) 指導体制の工夫

① 多様な専門性を持つ教員による指導 本校には、知的障害・肢体不自由・病弱の各養護学校をはじめ県立高校(普通科、職業 科)、小・中学校、特殊教育センター等から、各教科等の専門の教員が意欲をもって集まってきました。いろいろな職場経験を持つ教員の集団は、他校には見られないすばらしい財産です。児童生徒は様々な場面において、専門性の高い教員から質の高い指導を受けることができ、得意分野を伸ばすことができます。反面、障害児教育に関する専門性の低下が懸念されますが、互いに専門性を尊重しながら学び合ったり、課題を持って研究に取り組んだり、積極的に校外研修に出かけたりする姿から、懸念は無用であると考えます。

② 外部専門家の活用

ア 事業の活用

国や全国特殊学校長会等が実施している事業を活用し、理学療法士、作業療法士による機能訓練や臨床心理士、自閉症専門の大学教授によるカウンセリング、音楽講師等による授業を実施しています。

イ 地域人材の活用

作業学習や生活単元学習、教科学習等において、地元の施設の職員や地場産業の職人、 高い技術を持った様々な専門家等による指導により、生徒、教職員共にレベルアップを図 っています。

5 特別支援学校に向けての取組

(1)教職員の専門性の向上

障害を持った児童生徒に対する指導はもとより、他の学校等への支援を行う上で大切なことは、各教員が高い専門性を持つことであり自己研鑽が何よりも大切です。そのため、全教員がそれぞれに課題を持ち指導法等の研究を進めるとともに、学部研究会やグループ別研究会等において研究を深めています。また、校内研修を実施したり、校外研修へ参加した者が講師となって伝達したりするなど、教職員の資質向上を図っています。

(2) 地域への支援

特別支援教育コーディネーターが、地域の保育所・幼稚園、小・中・高等学校等の幼児児童生徒、教職員、保護者等の要請等に応じ、相談等の支援を行っています。今年度の地域への支援状況は1月末現在で、①教育相談(来校相談、訪問相談、電話相談)の実施(462件)、②地域の小・中学校等での校内研修会やケース会、特別支援教育に関するガイダンス等の支援(22件)、③地域の市町の就学指導業務への支援(8件)、学校における就学相談等の支援(370件)、④授業、研修講座、校内研究発表会の公開(14件)、⑤施設・設備の提供(19件)となっています。

6 「児童生徒の持てる力を伸ばす教育課程」を編成する上での課題

児童生徒の障害の程度や発達状況は様々であり、個に応じたきめ細かな指導をする上で一層多様な教育課程の編成が求められます。そのためには、定数の確保はもとより優秀な人材の確保が欠かせません。地域人材の活用については、ボランティアの発掘に努めていますが、指導領域が限られることから外部指導者を活用できる事業の充実が望まれます。

Ⅲ-3 肢知併置校における多様な教育的ニーズに対応していくための取組−岡山県立岡山東養護学校-

1 学校の概要

本校は岡山市郊外に平成9年4月に開校した肢知 併置の養護学校です。岡山県の肢体不自由教育体制 及び知的障害養護学校高等部の整備計画に基づき、 肢体不自由部門と知的障害部門のそれぞれの部門に 小中高の学部を置く、肢知併置の養護学校として開 設されました。開校時は106名の児童生徒数でスター トしましたが、開校10年目の現在は下表のような規 模になり、知的障害部門の児童生徒数の増加が著し い状況となっています。



H18 児童生徒数

() 数字は訪問教育生で内数

	小学部	中学部	高等部	計
肢体不自由部門	28 (5)	1 8	16 (1)	62 (6)
知的障害部門	6 2	1 8	5 2	1 3 2
計	90 (5)	3 6	68 (1)	194 (6)

2 教育の基本方針と本校の特色

本校の特色は、学校教育目標と開校時の学校づくりの考え方に大きく依拠しています。

学校教育目標

一人一人の教育的ニーズをもとに,能力・特性に応じた教育を行い,その可能性を伸ばし, 積極的に社会に参加し自立していく人間を育成する。

開校時の学校づくりの考え方

- (1) 教育内容・方法は従来の肢体不自由教育と知的障害教育を継承する。
 - ①各部門各学部ごとの学級編成,教育課程とする。
 - ②両部門の指導方法等を相互に研究し、効果的な指導にいかす。
- (2) 児童生徒、保護者、職員が一つの学校であるという意識と一体感をもつ。
 - ①職員室は1室とし、全員で毎日朝礼、毎月職員会議。
 - ②各分掌係は各部の代表6名と担当教頭で組織する。
 - ③PTAは単体として組織し、各部門からそれぞれ関係の活動に参加する。
 - ④全校行事を一体的に実施する。
 - ⑤両部門各部の児童生徒が相互に交流する。
- (3) 地域に児童生徒の教育、教職員を知ってもらい、支えてもらえる学校になる。

「一人一人の教育的ニーズをもとにした教育」を、「従来の肢体不自由教育と知的障害教育を継承した肢知2部門各部ごとの教育課程」と「一体的な全校行事・両部門各部の児童生徒の相互交流」とで実践していることが、本校の特色と言えます。

3 学校の特色を生かす教育課程

肢体不自由部門 • 単一

	月	火	水	木	金
1	道徳	国語	国語	国語	プール
		朝の	つ会		自立活動
2	算数	国語	国語	国語	国語
3	図	理科	社会	理科	社会
4	工	算数	自立活動	算数	算数
		給		食	
5	音楽	総合的な	体育	学級活動	自立活動
6	短学活	学習時間	短学活	短学活	短学活
	•	短学活	•		

肢体不自由部門·重複 B

	月	火	水	木	金		
1		自立	活動		朝の会		
2		朝の	つ会		自立		
3	みる	みる・きく・はなす,うた・リズム					
4	st	1る・えがく	・つくる、から	うだ	プール		
		給		食			
5	音楽	自立	自立活動	学級活動	自立活動		
6	短学活	短学活					
	•	短学活					

肢体不自由部門·重複A

	月	火	水	木	金		
1		自立	活動		プール		
		朝の)会		自立活動		
2		ことば・かず					
3	図	ことば	生活単元	生活単元	生活単元		
4	エ	・かず	学習	学習	学習		
		給		食			
5	音楽	自立	体育	学級活動	自立活動		
6	短学活	短学活	短学活				
	•	短学活	1				

知的障害部門·単一

	月	火	水	木	金			
		日常	生活の	指導				
1			朝の会					
2	学活	学活 朝の運動/間常生活の指導						
3	体	生活単元	音	ことば	生活単元			
4	育	学習	楽	・かず	学習			
		給		食				
5	ことば、かず	図工	ことば、かず	あそび	生活			
6	日生 生活 日生 日生 日生							
	日生							

小学部3年生の週時程表です。肢体不自由部門に5名、知的障害部門に11名、計16名の児童が それぞれの時間割で学校生活を送っています。

肢体不自由部門・単一の時間割は、小学校学習指導要領に準じたものです。重複Aは知的障害養護学校の教育課程に沿っています。重複Bは自立活動を主とした時間割です。知的障害部門は、学習に取り組みやすいように11名の児童をその障害特性によって2学級にわけ、学級を学習の基礎集団にしてこの時間割に沿って学習に取り組んでいます。このように小学部3年生に4つの時間割がありますが、他の学年との縦割りグループで学習に取り組む時間や各部全体で行う学習の時間もあり、学習集団の単位は様々です。

学校全体では、肢知2部門小中高3学部による6学部の各学年の児童生徒が実態や教育的ニーズに応じて、多様な時間割で学校生活を送っています。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

肢体不自由と知的障害の児童生徒が一つの学校で一緒に生活する中で、自然に交流し少しずつ 理解を深めあっていますが、生活の場を共有するだけでは十分とは言えません。共に活動するこ とでさらに理解を深めるように教職員も平素から共通理解をしながら、行事・合同授業・ニーズ に応じた他部門授業への参加の例を紹介しています。

(1)運動会の取り組み

今年の運動会のプログラムです。学校全体で行う開閉会式と全体種目・PTC種目(生徒・

- 1. 開会式 (運動場)
- 2. 準備体操
- 3. 全体種目
- 4. PTA 会長あいさつ

移動

5. 各部演技

肢体不自由部門 知的障害部門 演技(体育館) 演技(運動場)

昼食

6. PTC 種目 (運動場)

(中・高のみ)

7. 閉会式

の課題です。

保護者・教員が全員一緒に東養護音頭を踊ります。) は 運動場で行い、各部の演技は部門ごとに体育館と運動場 で行います。小学部の児童は昼食後下校し、午後の種目 と閉会式は中学部と高等部が参加します。

開会式や閉会式では、両部門小・中学部の各代表と肢知それぞれの高等部生徒会正副会長で構成する学校全体の児童生徒会の代表が司会をしたりスローガンを発表したりします。

肢体不自由と知的障害(自閉症なども含めて)それぞれの障害特性と小中高の年齢差に十分配慮しながら、一緒に取り組む場面と別々に行う場面を工夫して、収穫祭、文化祭、入学式などの行事を実施しています。

(2) 中学部の合同音楽の取り組み

中学部では毎学期、合同音楽の授業を行っています。

1 学期には、肢体不自由部門の生徒 6 名と知的障害部門の全生徒18名が参加しました。事前に音楽科の教師が相談して授業の構成を考え、それぞれの部会に授業案を提案して共通理解を図ってから実施します。

肢知それぞれの音楽の授業で歌唱や和太鼓の練習をする時、「合同授業で発表しよう」という目標は生徒にとってとても大きな励みになり、お互いを意識することにつながっています。 事前準備の段階で、互いの障害についての理解や配慮を生徒にどのように伝えるかということ、他の授業との関連を図るための年間計画の見直し、授業の質の向上のための方策等が今後

(3) 知・高の校内実習に肢・高の生徒が参加した事例

今年の2学期、知的障害部門高等部では校内実習の作業種の1つにクッキー作りを設定しました。日頃の作業学習の集大成として、きびきびとした雰囲気の製菓工場の想定です。この校内実習に肢体不自由部門高等部生徒が3名参加しました。3名の生徒のニーズは、「能率向上・品質向上をめざす集団作業の場の雰囲気に慣れる」というものでした。

参加した2年生の生徒は、ある作業所での校外実習を控えて、日常の肢体不自由部門の少

人数での学習から多人数の集団に段階的に慣れる経験を積んでいきたいと、担任と相談して知 的障害部門の校内実習に参加することを希望しました。知的障害部門での作業体験に自信をつ け、校外実習に臨むことができました。

岡山東養護学校 肢·知部門 中学部 合同音楽授業

日時・場所	5月31(水) 1・2時間目 音楽室						
目標	 ・集団の中で歌ったり、リトミック的な活動をしたりして、音楽の楽しさや喜びを感覚的に感じ取ることができる。 ・太鼓の雰囲気に慣れ、太鼓を楽しんで叩くことができる。 ・お互いのことを知り、認め合ったり高めあったりすることができる。 						
	学習活動	具体的内容・支援・配慮事項					
1 あいさつ)	・授業の流れを説明する。					
2 リトミッ 「握手でこ		・自己紹介的なリミットをする。Tが始めに見本をみせる。 ・外の輪が知中2・3年生(12人)、外の輪が知中1年生+ 肢中生徒(13人)の、二重の輪を作る。内輪の生徒はいす に座り、外輪の生徒がピアノの伴奏に合わせて動く。音楽 が止まった時に、向かい合った生徒同士で自己紹介をす る。 ・大勢の動きの中で、個々の生徒の安全面に配慮する。					
 3 歌唱(肢中の授業) 「オリジナルスマイル」 ①発生練習 ②歌う ③踊りを付けて歌う ④打楽器伴奏(肢中演奏)を付けて歌う 		・肢中の授業雰囲気を感じながら、知中の生徒も一緒に参する。 ・見通しがもてるように、視覚的支援をする。 ・楽しい雰囲気の中で、歌う楽しさや喜びを感じる。					
4 和太鼓(知中の授業)「ペコリナイト」		 ・始めは知中の生徒の見本を見る。 ・3年生と1・2年生の2グループで、前半、後半に分かれて叩く ・叩きながら動くので、バチが当たったってケガがないように注意する。 					
5 あいさつ)	・実体に応じて、平太鼓やパーランクなどを使って手元で叩 く。					

5 特別支援学校に向けての取組

本校では開校以来、「一人一人の教育的ニーズをもとに、 能力・ 特性に応じた教育を行い、・・・」という学校教育目標のもとに、教育実践を積み重ねてきましたが、肢体不自由と知的障害の児童生徒の養護学校であるため、日常の教育活動の幅が広いことが本校の大きな特色になっています。学校として一つであることと多様なニーズに対応する教育を行うこと、この2つを調和させながら教育活動を行っていくことが、本校の大きな使命であり特別支援学校に向けての取組につながると考えています。

Ⅲ-4 知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成 - 鹿児島県立出水養護学校-

1 学校の概要

本校は平成12年4月に、九州では初めての知的障害者と肢体不自由者が共に学ぶ併置校として、鹿児島県北部の出水市に開校しました。それまで県北部には盲・聾・養護学校はなく、対象となった児童生徒は親元から離れた寄宿舎等に入所して通学したり、通学バス等で2時間以上揺られることを余儀なくされてきました。

地域や保護者の願いが叶い、本校開校によって多 くの児童生徒が自宅から通学できるようになりまし



学校の風景

た。現在リフト付き通学バスを5路線運行しています。開校当初99人であった児童生徒数も、現在は170人を超え、知的障害のある児童生徒が多数を占めている一方、障害の重度・重複化、多様化も顕著であり、本県内では多様な障害に対応する比較的規模の大きい養護学校といえます。

2 教育の基本方針と本校の特色

本校は、「障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うとともに、互いに励まし合いながら、社会参加・自立に向けて主体的に精いっぱい生きる児童生徒を育成する」という教育目標を掲げています。

児童生徒の実態としては、知的障害者が最も多く在籍し、肢体不自由のみ有する児童生徒は少数です。小学部・中学部では知的障害・肢体不自由の重複障害者が学部の3分の1を占め、全面的な援助を要する重度・重複障害者が多数在籍しています。

児童生徒の障害の重度・重複化、多様化を踏まえ、個々のニーズに対応することはもちろんですが、障害種が異なる児童生徒同士がお互いを理解し、助け合う姿を開校以来求めてきました。 障害種別の教育を重視しつつも、「知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成」 を開校以来のテーマとし、研究と実践を進めています。

本校開校当時の他県の併置養護学校では、障害種別の教育課程を障害種別の指導形態で実施 し、行事のときに合同で学習するというのが一般的でした。その中、本校は「知的障害者と肢体

不自由者が一緒に授業ができるには どうしたよいか」を課題とし、鹿児 島県総合教育センターとの研究提携 を通して教育課程の編成を行い、表 2の「教育課程全体構造」の考え方 に至っています。

表 1 学級種別児童生徒数 H19.1.9現在

	知的障害	肢体不自由	重複	訪問教育	計
小学部	3 8	5	2 0	2	6 5
中学部	3 1	0	1 5	0	4 6
高等部	4 0	6	1 1	2	5 9
計	109	1 1	4 6	4	170

表2 平成18年度教育課程の全体構造

				領域	A 課 程	B 課 程
			A	各教科・科目	小・中・高等学校に準ずる各教 科・科目	下学年・下学部の一部又は全 部を代替した教科・科目
			(38) 1000	道徳	道徳(小学部・中学部)	道徳(小学部・中学部)
			ПВ	特別活動	学級・HR活動 児童生徒会	」 活動 クラブ活動※1 学校行著
			課	自立活動	時間における指導	時間における指導
			程	総合的な学習	ちゃれんじたいむ等※2	ちゃれんじたいむ等※2
		\$2	_	※1:小学部のみ	(4~6年生で実施) ※2:全	校美化活動,交流教育等も含む
		各教科・科		指導の形態	C 課 程	知的障害Ⅰ・Ⅱ
学	学			教科別の指導	一部又は全部を知的障害の教科	知的障害の各教科
校	部	道 小・中学 知的高等	部 程	領域別の指導	道徳(小学部・中学部) 特別活動(A・B課程と同様) 自立活動(時間における指導)	道徳(全教育活動で取り扱う) 特別活動(A・B課程と同様) 自立活動
教育	教	特別活	助 知 知 知 知 的 障 需	領域・教科を 合わせた指導	日常生活の指導 あそびの学習(小学部) 生活単元学習 作業学習(中学部・高等部)	日常生活の指導 あそびの学習(小学部) 生活単元学習 作業学習(中学部・高等部)
SATE OF THE SAME	INC.	自立活		総合的。学習(中・高)	ちゃれんじたいむ等※2	ちゃれんじたいむ等
目	目	LICHARDS OGGAS BACCOS SA				(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
標	標	総合的:学習の時間		指導の形態	D課程(教科等の一部を含む)	D課程(自立活動を主)
		小学部知 障害を除		教科別の指導	一部の教科	
			_ D	領域別の指導	道徳(全教育活動で取り扱う) 特別活動 自立活動(時間における指導)	道徳(全教育活動で取り扱う) 特別活動の一部 自立活動(時間における指導)
			→ 課	領域・教科を	日常生活の指導 あそびの学習 (小学部) 生活単元学習(中学部・高等部)	
				総合的。学習(中·高)	ちゃれんじたいむ等	
			1.50	180	26.7	. Ec
			上課程	個々の障害の状態	態に応じてBからDの課程により	実施(教師を派遣して実施)
6,,21	nd:	4.4.41.	L_ /Ln± →		こ当たっての共通理解事項	
知的	障害者	知的 I	Exception to the same		般を対象にして教育課程を編成。	
去和	哈雷士	知的 I	知的障害 態として取	fの程度が極めて重 tり扱わない,又は	度の児童生徒を対象とし,知的 その時数を変更して教育課程をA	Ⅰの教育課程で取り扱う指導の用 編成。
里假	障害者	Cの各型	.r. assetti	1	標準授業時数に基づいて時数を記	. د و و درو بالارسان

教育課程の実施に当たっての留意事項

肢体不自由者が知的障害者と合同で授業を実施する場合,肢体不自由者の教育課程に位置付けられていない指導の形態(A又はB課程の児童生徒が生活単元学習等で合同授業を行う場合など)に学習するときは,教育課程上の位置づけを明確にするとともに,その授業時数算定の根拠を明らかにすること。

3 特色を反映した教育課程

本校の教育課程の全体構造は表2のとおり、A~Eは肢体不自由を有する児童生徒の各課程を示し、C・D課程は知的障害を併せ有する児童生徒を、E課程は訪問教育対象児童生徒を対象とします。

肢体不自由者の中で軽度または中度の知的障害を有する者は、表2のC課程を適用しますが、これは知的障害者の教育課程とほぼ同一にし、できるだけ合同で行うようにしています。同時に児童生徒の実態によっては、C課程であってもB課程に位置づけられている教科の一部を行うこともあります。

重複学級には主に重度・重複障害児童生徒が在籍していますが、すべてが知的障害と肢体不自由の重複障害だけでなく、知的障害と聴覚障害、知的障害と病弱という児童生徒も在籍し、学級編制によっては同じ学級に知的障害Ⅱ課程(本校ではC課程と並列)とD課程の児童生徒が混在することもあります。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

先述したとおり、「知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程編成」を学校の研究 テーマとして、開校から3年間、教育課程の整備と実践研究に取り組んできました。

(1) 小学部

小学部の「あそびの学習(遊びの指導)」では、①実態が異なる児童が同じ遊びの場を共有するものと、②知的発達、身体の動き等を考慮して(知的障害、肢体不自由といった障害名で分けるのではなく)グループを作り、別々に遊びの場を設けるものとを行っています。遊びの場は、児童が自ら事物や事象に対して主体的にかかわろうとする営みを促すため、見たり聞い

たりして楽しむもの(光遊び、音遊び)や、素材 そのものに働きかけ、創り出すもの(工作遊び) など様々な内容で構成しています。

その他、国語、算数は学年部において実態別の 学習グループを作り、音楽や体育は学年部で行っ ています。音楽や体育は知的障害、肢体不自由、 重複学級合同で行っていますが、児童の多様な実 態にどう対応して授業を組み立てていくかが現在 の課題となっています。



遊びの常設

(2)中学部、高等部

中学部、高等部では、知的障害学級と重複学級が作業学習(領域・教科を合わせた指導)を 行い、肢体不自由学級は自立活動もしくは合科的な指導(教科を合わせた指導)として同じ作 業学習の場で活動しています。肢体不自由学級は小・中・高等学校に準ずる時間割であるた め、教科等の適切な時数確保に留意しながら、作業学習のような知的障害学級の指導の形態に おいても学習を行い、集団行動や身体機能の向上を図っています。 小学部同様、生徒の多様な実態への対応は大きな課題ですが、中学部、高等部では知的障害学級と肢体不自由学級が合同で授業を行う際、各々の教育課程に関する法令(学習指導要領等)から逸脱していないことを確認する必要があります。B課程では単一の教科の時間のほかに、「合科的な指導の時間」(複数の教科を合わせた時間、以下「合科」)を設定し、知的障害学級の生活単元学習、作業学習の場に参加しています。しかし、合科が多くなると教科書そのもののねらいに迫る授業が少なくなり、逆に少なくすると「共に学び合える」機会を減らすことにつながるため、教科担任、行事企画担当が平素より調整を図っていくことが必要になっています。また、肢体不自由学級担任だけでなく知的障害学級担任も肢体不自由学級の教科指導に当たるため、教科担任制をとる中学部、高等部では、相互に教員が授業を担当することが多く、時間割調整での工夫が求められています。

合同学習の機会を経て、知的障害のある生徒が友達の車椅子を丁寧に押せるようになったり、肢体不自由のある生徒が知的障害のある生徒との話し合いをとりまとめたりと、互いに認め合い、助け合う姿が見られるようになりました。

今後、各教育課程の年間指導計画を基に個別の指導計画を作成する際、個々の成長、発達をより効果的に図れるような、知的障害者・肢体不自由者の合同授業の可能性を探っていきたいと考えています。

5 特別支援学校に向けての取組

本校では、平成16年度に校務分掌に「支援部」を設置し、特別支援教育の対象となるADHDやLDに関する研修、センター的機能の体制づくりに着手しました。そして、特別支援教育コーディネーターの教員を中心に100校を超える小・中学校等の体制づくりへの支援、地域ぐるみの研修会の開催等、センター的役割を発揮し始めています。

本校は知的障害、肢体不自由を主障害とする児童生徒の教育を行うを養護学校ですが、重複学級には視覚障害、聴覚障害のある児童生徒も在籍し、重度の肢体不自由児童生徒の多くは病弱でもあります。また、経菅栄養、痰の吸引等、医療的ケアの対象となる児童生徒も増えてきています。このことから、あらゆる障害、状況に対応できるよう、障害種を越えて教育内容、教育方法を整備することが求められています。今後、障害種別を越えた特別支援学校となるためには、自立活動を中心に、各障害への専門的な対応ができることが必要になります。また、指導に必要な施設備の整備、教材・教具の開発等も必要です。

本校は先に述べたとおり、知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える養護学校を目指してきましたので、異なる障害からくる異なるニーズに専門的に応えていくとともに、今後も、同じ校舎に通うすべての児童生徒が共に学び合える学校を目指し、教育課程の研究と整備をしていく必要があります。

IV 就労に向けた教育課程編成の工夫

- 1 職業自立と豊かな人間性の育成を目指した教育課程の編成 - 愛知県立半田養護学校桃花校舎 -
- 2 企業等との連携を重視した職業教育の推進
 - 京都市立白河総合養護学校 -

IV-1 職業自立と豊かな人間性の育成を目指した教育課程の編成 ~高等学校と併設した養護学校高等部の取組~

-愛知県立半田養護学校桃花校舎-

1 学校の概要

(1) 桃花校舎について

平成18年4月に開校した桃花校舎は、愛知県立半田養護学校の分校として、愛知県立桃陵高等

学校に併置する高等部のみの知的障害養護学校です。学校の所在地である大府市は、愛知県のほぼ中央部に位置し、健康都市として「健康」「運動」「研究」「生きがい」「福祉」の街づくりを推進しています。このことから福祉に対する市民の意識は高く、学校と地域との連携を図る上で恵まれた環境です。

また、桃花校舎はJR大府駅から徒歩約10分のところにあり、 生徒は愛知県全域から自力通学をしています。



写真1 両校の全景

(2) 桃花校舎及び桃陵高等学校生徒の編成

本校は第1学年3学級24名(男子10名、女子14名)の生徒が在籍しています。また、桃陵高等学校には生活福祉科と衛生看護科が設置され、専攻科も含め5学年8学級320名の生徒が在籍しています(表1)。

	半田養護学校桃花校舎(高等部)							
知	学 年	学 科	学級数	生徒数				
的	1	普通科	3	2 4				
障	2			_				
害	3	_		_				
養								
護	※平成	18年度から学年	進行で生徒	≧募集				
学		(3学年72名0)予定)					
校								

	桃陵高等学校						
	学 年	学 科	学級数	生徒数			
本	-1	生活福祉科	1	4 0			
	1	衛生看護科	1	4 0			
		生活福祉科	1	4 0			
科	2	衛生看護科	1	4 0			
	0	生活福祉科	1	4 0			
	3	衛生看護科	1	4 0			
専攻科	1	衛生看護科	1	4 0			
科	2	衛生看護科	1	4 0			
	合計		8	3 2 0			

2 教育の基本方針と本校の特色

(1)基本方針

- ①一人一人の能力や個性を最大限に伸ばす。
- ②職業生活に必要な基礎的・基本的な態度を身に付ける。
- ③ノーマライゼーションの理念実現を目指し、豊かな人間性を育む。

(2) 本校の特色

①両校の自然な交流

本校の教室は、桃陵高等学校の教室と同じ建物の中にあり、廊下やトイレ、特別教室、運動場や体育館など同じ空間を共有して生活しています。このような環境から、自然な形での

交流を通して社会性を育てます。

② 第2学年からのコース制

職業自立に向けて、学年による目標(1年:働く基礎・基本の習得、2・3年:実践的な知識・技能・態度の育成)を設定して職業教育に取り組みます。

ものづくりコース

「木工」、「窯業」を中心に製品を計画的に生産し、製品作りの知識・技能を高めます。また、木工・窯業の製品を流通にのせ、パソコンによる商品管理、販売、事務について学びます。

流通・サービスコース

「商品管理」、「清掃」を中心にパソコンによる商品管理や専門的な清掃技術を学びます。 また、「紙工」を設定し、ものづくりコースで 生産した製品と組み合わせて流通に結びつけます。



写真 2 両校で草花の手入れ (授業後の清掃タイム)



写真3 両校が力を合わせて「オーエス」 (学校祭〔体育祭〕)

3 特色を反映した教育課程

(1)教育課程

教育課程は、普通科として編成し、国語や数学といった普通教育に関する教科のほかに、専門教育に関する教科として、第1学年の工業(木工・窯業)を設定し、働くための基礎・基本を学習します(表2)。

また、前述のとおり、第2・ 3学年では、「ものづくり」と 「流通・サービス」のコース制 を導入します。

両コースとも職業自立に必要

表2 教育課程編成表

	学	科			普	通	科	
	コース				ものづくり		流通・サ	ナービス
	学 年			1	2	3	2	3
		玉	語	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	普通教育	社	会	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
	に関する	数	学	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
各	教科	理	科	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
		音	楽	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
		美	術	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
教		保 健	体 育	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
		職	業	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
		家	庭	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
科		外国部	吾(英語)	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
		情	報	70(2)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
	専門教育に	工	業	140(4)	280(8)	280(8)	140(4)	140(4)
	関する教科	流通·	サービス	_	70(2)	70(2)	210(6)	210(6)
	道	徳		35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
	特別活動			35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
自立活動				各教科・	領域の中で	指導する		
	総合的な学習の時間			70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	総技	受業時数	(1050 (30)	1050(30)	1050(30)	1050 (30)	1050(30)

な力を身に付けることを基本においた教育課程とし、卒業後は一般企業等への就職を目指します。

(2) 日程表、週計画表

授業時間や校時は桃陵高等学校 と合わせて、1校時50分授業とし、 行事や交流活動を行いやすいよう にしています(表3)。

また、部活動や生徒会活動なども、桃陵高等学校の生徒と同一の時間帯で行っています。部活動の種目によっては合同練習を行います。また、行事の前には両校生徒会の打合せなどを行うことで事前の調整を図るようにしています。

表3 日程表、週計画表

	時限	月	火	水	木	金						
8:35~ 8:45			職員	朝礼	•							
8:45~ 9:00		ST										
9:00~ 9:50	第1限											
10:00~10:50	第2限											
11:00~11:50	第3限											
12:00~12:50	第4限											
12:50~13:25			給	食								
13:30~14:20	第5限											
14:30~15:20	第6限											
15:25~15:35	清掃											
15:40~15:50	ST											
一般下校時刻	17:15	部活動	部活動	部活動	=	部活動						
部活動下校時刻	刻 (3月	~10月)	18:00	(11月	~2月)	17:30						

4 教育課程編成及び授業展開の工夫と課題

(1)教育課程編成の工夫と課題

本校の教育課程は、週30単位時間を、普通教育に関する教科週20単位時間と専門教育に関する教科週10単位時間の2:1の割合で編成しています(表4)。

また、普通科ではありますが専門教育に関する教科を取り入れることで、職業教育の充実を図り、職業自立を目指した教育課程を編成しています。そして、第1学年3学級24名による授業展開を行いますので、少人数によるきめの細かい職業教育が実施できます。

また、桃花校舎と桃陵高等学校で施設を共有し両校で校時を合わせているため、普通教育に 関する教科では、

表4 教育課程の編成 (県立知的障害養護学校)

高 等 部	教育課程の編成
既設知的障害養護学校	普通教育に関する教科で編成する。
	領域・教科を合わせた指導を実施する。
既設高等養護学校	普通教育に関する教科と専門教育に関する教科を1:1
	の割合で編成している。
	領域・教科を合わせた指導は実施しない。
桃花校舎	普通教育に関する教科と専門教育に関する教科を2:1
	の割合で編成している。
	領域・教科を合わせた指導は実施しない。

(2)授業展開の工夫と課題

普通教育に関する教科では、「国語」「社会」「数学」「理科」において習熟度別の学習展開(三つのスタディルーム)を行っています。本校は学校規模が小さいため、各教科の主担当者と各スタディルームの担当者の事前の打合せの時間がとりやすく、その内容を授業に反映しやすいということが言えます。しかし、今後、学級数や各教科の担当者数が増加した場合、各教科での連携を図るためには、教科会等の設定を検討していく必要があると思われます。

一方、専門教育に関する教科では、第1学年の工業(木工・窯業)において、働くための基

礎・基本を学びます。ここでは第1学年に おいて、12名ずつが「木工」「窯業」の両方 を曜日で分けて実施します。両方を経験す ることにより第2学年からのコース制(「も のづくり」・「流通・サービス」) に向けて の素地を築くことができます。しかし、1 学年の規模が小さいため、作業種目を多く 設定できないなどの課題があります。第2 学年からのコース制に向けては、生徒6名 による作業 (木工・窯業・商品管理・清掃) で実施する予定です。



写真4 校内実習

5 特別支援学校に向けての取組

本校は平成18・19年度入学希望者を対象として、主に中学校特殊学級の生徒に教育相談を実施 し、進路に関する悩みや将来への展望など進路選 択をする上での相談に応じています。

この教育相談では、知的障害をはじめ養護学校 対象の生徒に対して、進路を考える上での相談と 情報提供を行います。本校は交通の便がよく、通 学エリアを愛知県全域としているため、様々な障

表5 本校の教育相談

入学年度	中3相談件数	中3以外
1 8	8 9	1 4
1 9	1 2 7	2 3

平成19年1月末現在

害のある生徒が教育相談を受けにきます。これらのこのことから、相談機能の充実を図るために は、県内盲・聾・養護学校と連携した取組が必要です。

教育相談は、主に中学校3年生を対象にしていますが、この2年間の傾向として、中学校1・ 2年生、また、小学校5・6年生の教育相談の希望が増加傾向にあります。これは生徒・保護者 が早い段階から社会自立に向け、適切な進路選択をしていくための取組であると考えられます (表5)。

今後は、中学校の特別支援学級や関係機関等とも連携を図り、個別の移行支援計画の策定を通 して、生徒個々のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うとともに、桃陵高等学校の生 徒との交流を一層推進することで、生徒一人一人の豊かな社会性を育み、社会人・職業人として の自立を図っていきたいと考えています。

IV-2 企業等との連携を重視した職業教育の推進 - 京都市立白河総合養護学校-

1 学校の概要

本校は、昭和51年、高等部単独の養護学校として小学校分校跡地に設置されました。平成16年4月の京都市における養護学校6校体制から総合養護学校7校体制への再編において、本校は高等部職業学科(産業総合科)を開設し、京都市立白河総合養護学校となりました(制度的な位置付けは知的障害養護学校)。普通科生徒の卒業に伴い、平成18年4月から職業学科(産業総合科)のみの設置となり、平成19年3月に産業総合科1期生の卒業を迎えました。

京都市左京区、吉田山の南麓に位置し、東に 如意ヶ岳(大文字山)を臨みます。付近には多 くの旧所名跡や京都大学があり、歴史と文化に 彩られた地域です。



生徒数(平成19年1月現在)

	高等部産業総合科										
	1年	2年	3年	計							
男子	17名	20名	19名	56名							
女子	14名	9名	10名	33名							
計	31名	29名	29名	89名							

2 教育の基本方針と本校の特色

(1)教育方針

ともに働く職業人として生きがいと責任をもち、

しなやかに地域の中で生活する人を育てる

[生徒がめざす目標]

- ○人・もの・自然を愛する心をもつ人(友愛)
- ○働く意欲とチャレンジする心をもつ人(意欲と自己開発)
- ○働くための健康な身体と生活者としての健全な心をもつ人(健康)
- ○マナーを身につけ地域の中で積極的に生活する人(自立と参加)
- ○創造的で豊かな心をもつ人(夢)

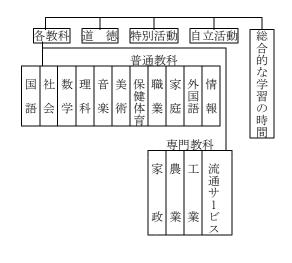
(2) 特色

- ①キャリア教育の視点を取り入れたカリキュラム
 - ・キャリアカウンセリングをもとにした個別のキャリアプランの作成と一人一人の進路設 計に応じた移行支援
 - ・特別非常勤講師をはじめ企業の視点を取り入れた4つの専門教科の設置
 - ・資格試験等に積極的にチャレンジし可能性を引き出すことによる能力開発の推進 (アビリンピックへの参加、ワープロ検定3・4級、電卓検定3・4級の取得)

- ・企業等専門家によるマナー研修と校内喫茶室での実習の実施
- ②産業現場での実習を重視した進路指導システム
 - ・企業とのパートナーシップのもとで人材育成を進める総合養護学校版デュアルシステム の推進
 - ・就労支援担当教員(ジョブコーチ)によるきめの細かい支援体制の推進
 - ・3年間の企業での実習を中心とした教育計画の推進

3 特色を反映した教育課程

(1)教育課程の概要



平成18年度校時表

	月			火		水		木		金					
学年	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
1	専	車	国数情	市	情国数	専	情国社	市	国数情	市	情国数		情国社	市	声
2	門	門	情国数	専門	数情国	門	国社数	専門	情国数	専門	国数情		理情国	専門	専門
3	教科	教科	数	教科	音楽	教科	理	教科	数情国	教科	数情国	教科	数	教科	教科
4			英/情		英/情		社数理		英/情		英/情		社数理		
					尽		1	木		2	ナ				
5	専門教	体	課題研	理	課題研	専門教	体	専門教	美	道徳	道徳	道徳	課題研	音楽	体
6	科	育	究Ⅲ	国社数	究Ⅱ	科	育	科		S	Η	R	I	国数情	
7	SHR SHR			_	H 別活	_				S	H	R			

(2) キャリアプランの策定

「キャリアプラン」とは京都市における「個別の包括支援プラン」で「移行支援」を強調させたものです。一人一人の生徒や保護者の「生き方」に関する願いから出発した目標設定をし、その目標に応じた学習を進めています。ケース会議を通して本人・保護者・学校、また関係機関が話し合い、目標設定や産業現場実習等について決定しています。なお、アセスメントと長期的な目標の作成においてはキャリア発達の観点に基づいたチェックリストを試行作成し活用しています。

(3) 各教科等

専門教科では、職業に関する専門的な知識や技能の習得を目指すとともに、就労観・職業観を育成します。普通教科においては社会生活に必要な内容を教科という枠組みを使いながら取り扱うとともに、専門教科等で必要とされる基礎的・基本的な力を培っていきます。また、専門教科や普通教科においては、資格検定試験や職業に関する競技会に向けた取組の一部も行っています。なお、総合的な学習の時間においては、「課題学習」として、生徒自らテーマを持ち、職業選択等自らの生き方に関すること、支援諸制度に関することや求職情報に関すること等について学習します。いずれの学習に関しても、産業現場実習において力を確かめ、場に応じて

発揮できるようにすることを大切にしています。

4 教育課程編成及び授業展開の工夫

(1)専門教科の授業展開

本人や保護者の希望や、入学前におけるアセスメントを踏まえて、食品加工、農園芸、情報 印刷から一つを決めて履修します。流通サービスについては共通の履修となっています。

食品加工では、パンの製造等を通し、食品加工に必要な衛生管理の技術や作業にねばり強く取り組む姿勢を培うことを目指します。農園芸では、無農薬有機野菜の生産等を通し、商品の丁寧な取り扱いや臨機応変さへの対応力、根気や働くための体力等を培います。情報印刷では、名刺やちらし、ポスター、会報等の製作等を通して、事務的な仕事に関する正確さや整理する力等を培います。流通サービスでは、喫茶室で販売や接客に関する実習を行っています。また、ビジネスマナーに関する学習にも取り組みます。いずれの専門教科においても営業活動や販売、納品等の機会を通して、接客技術やコミュニケーション技能の向上を目指しています。

(2)産業現場実習を中心に据えた取組

①産業現場実習の流れ

学習の進度や個別の課題に応じて取り組み方が異なりますが、概ね次のような3年間の流れになっています。1年生段階では専門教科と関連した内容を実際の産業現場で取り組む学習とともに、短期間の体験的な産業現場実習に取り組みます。2年生の前期においては、本人の適性とのマッチングを求めてより幅広い体験実習に取り組みます。2年生時の後期においては、雇用を見据えたより長期の実習を始めます。3年生時においては、それぞれの職場で通用する実践力の獲得を目指し、雇用を見据えた実習から雇用を前提とした実習に移行します。また、生活の場に関することや支援の活用に関しても併せ総合的に取り組みます。

②ジョブコーチ

就労支援担当教員を「ジョブコーチ」として設け、実際に実習先で担当教員が働く体験をしながら職場内での職域開拓、できる状況作りや支援のあり方について検討し、職場の方と相談し合いながら実習支援を実施します。実習に際しては、職場内での作業やコミュニケーションに関する支援、指導に当たっていただく職場の方へのアドバイス等を行います。

③総合養護学校版デュアルシステム

キャリアプランに基づきながら、学校教育における職業教育と企業における長期実習とを 並行して実施するものであり、学校と企業とのパートナーシップのもとに取り組んでいま す。

5 特別支援学校に向けての取組と課題

発達の遅れが認められない生徒は本校での教育の対象となりませんが、LD、ADHD、 高機能自閉症、アスペルガー障害等の発達障害の症状を示す生徒が少なくありません。特に産 業現場実習における就労支援担当教員によるジョブコーチにおいては、情報処理過程における 様々なつまずきや、こだわり等に対応する支援を行うとともに、企業の方々へは、実習受け入

学校教育における職業教育

- ■キャリア教育の視点を取り入れたカリキュラム
- ・企業の視点による専門教科の指導(企業からの特別非常勤講師の指導)
- ・キャリアアップを目指す各種資格の取得やアビリンピックへの参加
- ・マナー研修の実施等就労に向けた指導と生活支援の具体化

パートナーシップ

キャリアプラン (個別の包括支援プラン) に基づく支援計画

学びながら働く

職業評価

雇

用

- ■長期の企業実習による人材育成
- ・就労支援担当教員による支援から企業による職業訓練へのスムーズな移行
- ・長期の実習による実践的な知識・技能の修得と即戦力となる人材育成
- ・企業による能力開発⇒雇用に向けたキャリアアップ

企業における実習

れや雇用に当たってのお願いやアドバイスを行っています。

最近、発達障害のある方の就業・生活支援がクローズアップされるようになりました。ジョブコーチ制度の中で組まれているより専門的な支援のあり方を学ぶとともに、本校が培ってきたジョブコーチ・支援のあり方をまとめ、広く発信していくことが考えられます。

京都市においては、地域制・総合制の小学部・中学部・高等部が設置された総合養護学校が4 校あり、京都市を東西南北に4分割した地域を担当する総合育成支援教育センターを開設してい ます。高等部職業学科単独設置校である本校においては職業教育や移行支援についての分野に特 化したセンターとしての機能を拡充させていく必要があります。

一人一人の職業的自立や社会的自立に向けた力は、高等部段階での教育だけで育まれるわけではありません。キャリア教育の推進といった観点に立ち、小学校・中学校段階からトップダウンの発想で取り組む視点、指導内容、指導方法の提供や、啓発を進めていく必要があります。こうしたことから、本校においては、従来より担ってきた総合支援教育(特別支援教育)に関する研修に加え、小学校・中学校に対するキャリア教育研修会の実施を計画しています。

執筆者一覧

まえがき 千田耕基(教育支援研究部・上席総括研究員、教育支援研究部長)

第一部 特別支援教育と教育課程

- I 1 千田耕基(教育支援研究部·上席総括研究員、教育支援研究部長)
 - 2 萩元良二 (企画部・総括研究員)
 - 3 萩元良二 (企画部・総括研究員)
 - 4 中村 均(教育研修情報部・上席総括研究員、教育研修情報部長)
 - 5 渡邉 章 (教育研修情報部・総括研究員)
- Ⅱ 1 (1) 當島茂登(教育支援研究部・総括研究員)
 - (2) 齊藤由美子(教育支援研究部・研究員)
 - 2 木村宣孝(教育支援研究部・総括研究員)
 - 3 徳永 豊 (企画部・総括研究員)
 - 4 (1) 1) 千田耕基(教育支援研究部・上席総括研究員、教育支援研究部長)
 - 2) 原田公人(教育支援研究部·総括研究員)
 - 3) 木村宣孝(教育支援研究部·総括研究員)
 - 4) 當島茂登(教育支援研究部・総括研究員)
 - 5) 滝川国芳(教育支援研究部・主任研究員)
 - 6) 大崎博史(教育相談部・主任研究員)
 - 7) 滝川国芳(教育支援研究部・主任研究員)
 - (2) 笹森洋樹 (教育支援研究部・総括研究員)
- Ⅲ 萩元良二(企画部・総括研究員)

第二部 特別支援教育の教育課程編成Q&A

- Q 1 千田耕基(教育支援研究部·上席総括研究員、教育支援研究部長)
- Q 2 木村宣孝(教育支援研究部·総括研究員)
- Q3 當島茂登(教育支援研究部·総括研究員)
- Q4 齊藤由美子(教育支援研究部·研究員)
- Q 5 大崎博史(教育相談部·主任研究員)
- Q6 當島茂登(教育支援研究部·総括研究員)
- Q7 原田公人(教育支援研究部·総括研究員)
- Q8 中村 均(教育研修情報部·上席総括研究員、教育研修情報部長)
- Q9 笹森洋樹(教育支援研究部·総括研究員)
- Q10 滝川国芳(教育支援研究部·主任研究員)

- Q11 渡邉 章 (教育研修情報部·総括研究員)
- Q12 徳永 豊 (企画部・総括研究員)
- Q13 徳永 豊 (企画部・総括研究員)

第三部 教育課程編成に関する学校事例

- I 1 広島県立盲学校
 - 2 東京都立中央ろう学校
- Ⅱ 1 岐阜県立大垣養護学校
 - 2 大阪府立羽曳野養護学校
 - 3 茨城県立北茨城養護学校
 - 4 岩手県立盛岡養護学校
- Ⅲ 1 北海道網走養護学校
 - 2 福井県立南越養護学校
 - 3 岡山県立岡山東養護学校
 - 4 鹿児島県立出水養護学校
- Ⅳ 1 愛知県立半田養護学校桃花校舎
 - 2 京都市立白河総合養護学校